

「原子力災害対策充実に向けた考え方」に
係る事業者の取り組みについて

2026年3月
北海道電力株式会社

はじめに

当社は、2016年3月11日の原子力関係閣僚会議において決定した「原子力災害対策充実に向けた考え方」を踏まえた経済産業大臣からの以下の4つの要請を踏まえ、泊発電所における原子力災害対策への取組状況を「事故収束活動プラン」、「原子力災害対策プラン」として取りまとめ、2016年4月15日に提出しました。

1. 原子力事故収束活動にあたる「緊急時対応チーム」の更なる充実
2. 原子力緊急事態支援組織「レスキュー部隊」の更なる充実
3. 被災者支援活動にあたる「被災者支援活動チーム」の整備
4. 被災者支援活動に関する取組をまとめた原子力災害対策プランの策定

本書は、前回更新時（2025年3月）以降の内容の追加・更新を行い、現在の取り組み状況をとりまとめたものです。（前回からの更新箇所を下線表示しています）

当社は、引き続き泊発電所の安全性向上に努めるとともに、国および周辺自治体との連携を深め、原子力災害に対する緊急時対応の充実・強化に向けた継続的な取り組みを実施してまいります。

目次

第1章 泊発電所における事故収束活動プラン

- | | |
|--------------------------------|----|
| 1. 事故収束活動の体制について | 2 |
| 2. 安全対策 | 8 |
| 3. 事故収束活動に係る要員の力量向上 | 13 |
| 4. 原子力緊急事態支援組織 | 20 |
| 5. オンサイト医療に係る体制の構築 | 25 |
| 6. 原子力事業者の緊急時対応能力維持・向上へ向けた取り組み | 26 |
| 7. 安全性向上 | 28 |

第2章 泊発電所発災時における原子力災害対策プラン

- | | |
|-----------------|----|
| 1. 原子力災害対策の基本事項 | 31 |
| 2. 原子力事業者の取り組み | 34 |

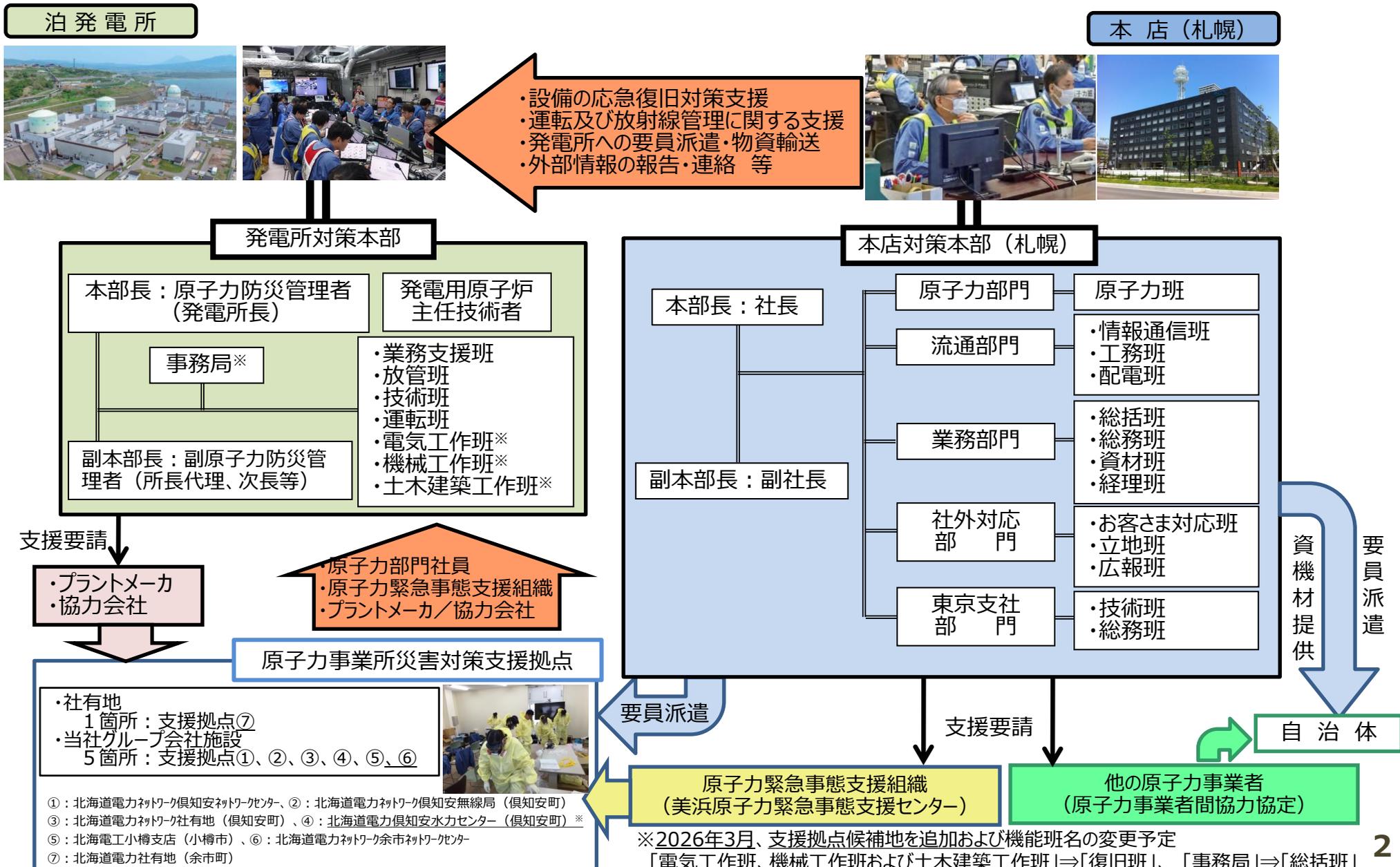
第1章

泊発電所における 事故収束活動プラン

1. 事故収束活動の体制について【防災組織①】 (1 / 6)

防災組織

社長は本店対策本部を本店（札幌）に設置し、原子力部門のみでなく他部門および北海道電力ネットワークと一体となった体制で発電所支援、自治体支援を実施



原子力事業所災害対策支援拠点

- ◆ あらかじめ選定している候補施設の中から、候補施設付近の住民の皆さまに実施される防護対策や発電所支援の容易性等を考慮して原子力事業所災害対策支援拠点（以下、「支援拠点」という）を指定
- ◆ 支援拠点では以下の業務を実施
 - 泊発電所への支援物資の調達・調整・搬送および応援・交替作業員等の派遣
 - 要員の入退域管理および実動対処機関への情報提供
 - 人・車両等の汚染検査や除染等の放射線管理 など



支援拠点の候補地

【小樽市・余市町方面】

支援拠点⑥ (約30km)
北海道電力ネットワーク余市ネットワークセンター [余市町]

支援拠点⑤ (約40km)
株式会社 北海電工小樽支店 [小樽市]

支援拠点⑦ (約30km)
北海道電力社有地 [余市町]

【倶知安町方面】

支援拠点④ (約25km)
北海道電力ネットワーク倶知安水力センター [倶知安町]

支援拠点① (約25km)
北海道電力ネットワーク倶知安ネットワークセンター [倶知安町]

支援拠点② (約25km)
北海道電力ネットワーク倶知安無線局 [倶知安町]

支援拠点③ (約30km)
北海道電力ネットワーク社有地 [倶知安町]

() 内は泊発電所からの距離

- ◆ 万が一に備え、泊発電所構内に初動対応要員として**44名が24時間常駐する体制**を構築していきます。
- ◆ 初動対応要員以外の要員についても、**発電所構外から順次参集し、事故収束活動に加わります。**

震災※前

震災※後

17名

常駐

- ・運転員（3号炉）：6名
- ・消火要員：8名

待機

- ・本部要員：3名

44名

常駐

- ・災害対策本部要員：4名
- ・運転員（3号炉）：6名
- ・災害対策要員：26名
- ・消火要員：8名

外部の支援なしでの原子炉等への給水、使用済燃料ピット損壊時の給水や状態監視設備の配備など、新たな事故対応に伴う要員を増員

- ◆ 発電所構外からの参集要員：約500名
- ◆ プラントメーカーによる技術支援

※福島第一原子力発電所における事故を指す。

1. 事故収束活動の体制について【初動対応時の体制②】 (4 / 6)

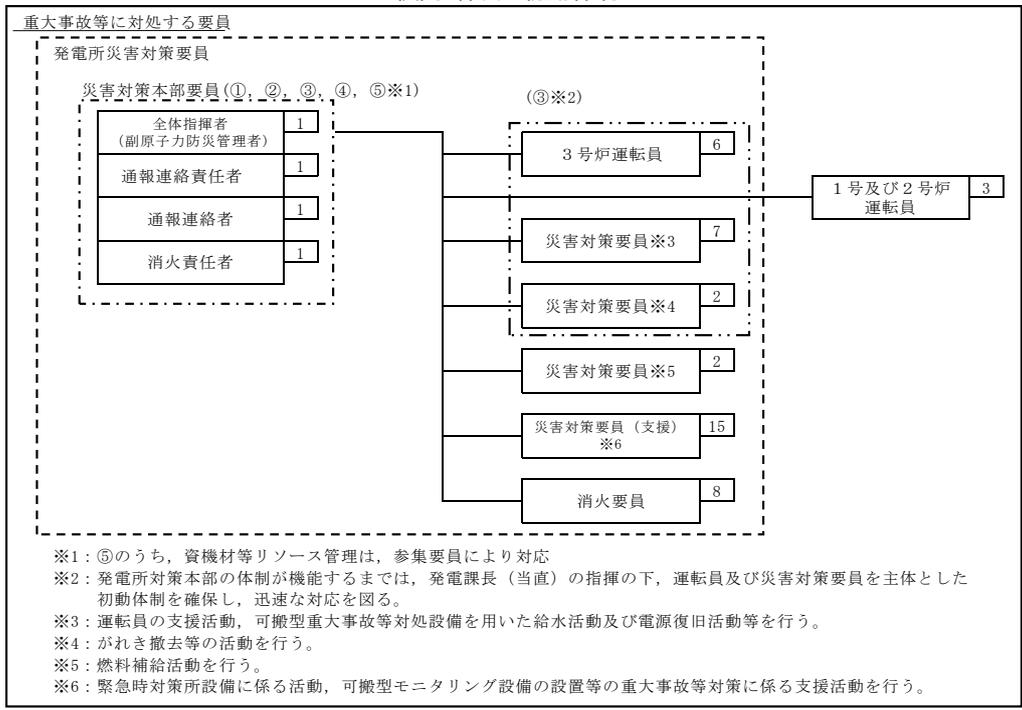
◆ 夜間・休日において事故が発生した場合でも、発電所構内に常駐している運転員および災害対策要員を主体とした発電所災害対策要員により迅速に活動を開始します。

夜間・休日における対応

※：3号炉再稼働に向けて確保する要員
 停止中の1,2号炉には運転員9名（うち6名は災害対策要員（支援）を兼ねる）が常駐

- (1) 発電所常駐要員※
- 災害対策本部要員（4名）、3号炉運転員（6名）、災害対策要員（11名）、災害対策要員（支援）（15名）、消火要員（8名）を発電所に常駐※させる。
 - 運転員は、発生した事故の事象判断を実施し、常設設備の運転操作を行う。
 - 災害対策本部要員は、原子力防災組織の統括管理及び指揮、国や地元自治体等への通報連絡等を行う。
- (2) 参集要員
- 事故が発生した場合に確実に発電所へ駆けつけることができる体制を構築する。
 - 参集要員は、長期対応を見据えた要員であり、事故発生後12時間を目的に参集する。

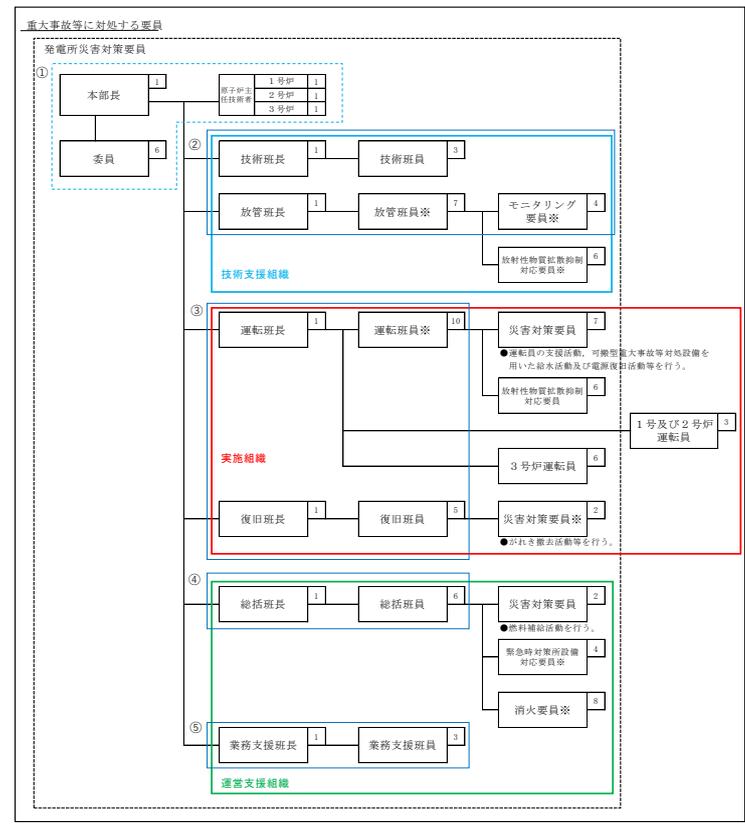
夜間・休日の初動体制



※1：⑤のうち、資機材等リソース管理は、参集要員により対応
 ※2：発電所対策本部の体制が機能するまでは、発電課長（当直）の指揮の下、運転員及び災害対策要員を主体とした初動体制を確保し、迅速な対応を図る。
 ※3：運転員の支援活動、可搬型重大事故等対処設備を用いた給水活動及び電源復旧活動等を行う。
 ※4：がれき撤去等の活動を行う。
 ※5：燃料補給活動を行う。
 ※6：緊急時対策所設備に係る活動、可搬型モニタリング設備の設置等の重大事故等対策に係る支援活動を行う。

□ は人数を示す。 ①意思決定・指揮 ②情報収集・計画立案 ③現場対応 ④情報管理 ⑤資機材等リソース管理、社外対応
 合計 47 名

参集要員招集後の体制



□ は人数を示す。 ①意思決定・指揮 ②情報収集・計画立案 ③現場対応 ④情報管理 ⑤資機材等リソース管理、社外対応
 ※協力会社社員含む。 合計 98 名

1. 事故収束活動の体制について【発電所への参集】 (5 / 6)

- ◆ 通常の発電所への参集ルート（下図「茶津門扉ルート」）が自然災害等で使用できない場合でも、参集できるルート（下図「大和門扉ルート」：全長約5.5 km）を確保しています。
- ◆ **北海道電力特有**：厳冬期においても、参集が可能となるよう、**クローラ車を配備**、また、厳冬期（暴風雪警報等が発令中の悪天候が予想される夜間）における徒歩およびクローラ車による**参集訓練を、定期的（1回／年度程度）に実施**しています。（2013年度以降毎年度、20～30名／回の規模）



発電所構外からの参集ルート

参集訓練の様子

1. 事故収束活動の体制について【SATによる事故対応】（6 / 6） ほくてん

- ◆ **北海道電力特有**：災害対策要員のうちシビアアクシデント（SA）対応を専門に取り扱うチームとして**自衛隊OBを含む当社社員によるシビアアクシデント対応チーム（略称SAT）**を創設しました。
- ◆ SATは日常的に教育訓練を実施することで事故対応に必要な力量の維持・向上を図るとともに、SA対応設備に精通した専門要員とすべくSA対応設備の巡視点検、定期点検、保守等に従事しています。
- ◆ SATは4直2交代勤務とし24時間体制で事故対応に備える体制を整備していきます。

災害対策要員：11名		
災害対策要員（運転班員）	7名	運転員の支援活動、可搬型重大事故等対処設備を用いた給水活動及び電源復旧活動等を行う要員として配置
災害対策要員（復旧班員）	2名	がれき撤去等の活動を行う要員として配置
災害対策要員（総括班員）	2名	燃料補給活動を行う要員として配置



現場での実動訓練実績

2024年度：186回(2024/4～2025/3)

2025年度：217回(2025/4～2025/12)

訓練項目（例）：

- ・可搬型大型送水ポンプ車ポンプ運転操作／ホース敷設／水中ポンプ組み立て
- ・可搬型代替電源車起動操作／ケーブル敷設／ケーブルコネクタ接続訓練
- ・可搬型計測器取り扱い訓練



2. 安全対策【主な安全対策の概要】 (1 / 5)

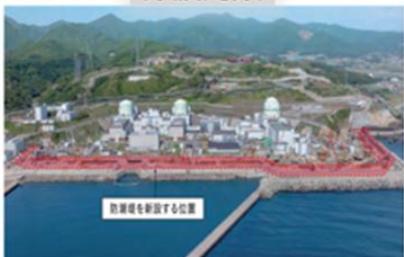
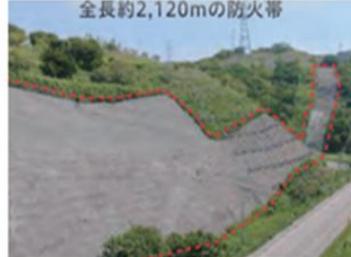
- ◆ 福島第一原子力発電所で発生した事故の教訓、海外の最新知見などを踏まえた新規制基準に対応するため、さまざまな安全対策工事を実施しています。下図に示すのはその一例となります。
- ◆ 事故の進展や状況に応じた対策を用意するとともに、各進展段階の対策に多重性や多様性を加えることを基本として、さまざま安全対策に取り組んでいます。

万が一の事故の進展に応じた対策を用意

施設を守る

冷やす

閉じ込める

津波対策	地震対策	外部火災対策	竜巻対策	火山対策
 防波堤（施工中）	 耐震補強	 防火帯 全長約2,120mの防火帯	 飛来物防護設備	 排気管向きの変更 対策前 → 対策後

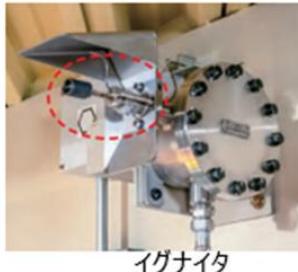
電源の確保

 代替非常用発電機（常設） 設置台数：6台(2台/u)	 可搬型代替電源車 (移動可能なバックアップ電源車) 設置台数：8台(2台/u+予備2台)
---	---

冷却機能の確保

 可搬型送水ポンプ車 設置台数：13台（共用）	 代替格納容器スプレイポンプ 設置台数：1台/u
---	--

水素濃度低減

 静的触媒式水素再結合装置 設置台数：5台/u	 イグナイタ (電気式水素燃焼装置) 設置台数：12台/1・2u、13台/3u
--	--

放射線物質の拡散抑制



放水砲 設置台数3台（予備1台）

可搬型大容量海水送水ポンプ車

放水砲

原子炉格納容器

シルトフェンス（水中カーテン）※自主設置

放射性物質収着剤

高圧電シルトフェンス

海中ポンプ

専用港

- ◆ 支援拠点の活動に必要な資機材については、本店および札幌市内の資機材保管場所に確保し、リスト化して管理・維持しています。
- ◆ 本店および資機材保管場所から支援拠点までの資機材の輸送は、陸路を基本とし、自然災害等の状況により経路を決定します。

発電所外に準備している資機材 (例)

分類	資機材	
出入管理	放射線管理用 作業者証発行機	1台
計測器類	GM管式汚染サーベイメータ	20台
	NaIシンプレクションサーベイメータ	1台
	電離箱サーベイメータ	1台
	個人線量計	420台
	ゲート型モニタ	3台
放射線障害防護用器具	保護衣類 (タイベック)	3,000組
	保護具類 (全面マスク)	880個
非常用 通信機器	衛星携帯電話	2台
	衛星電話 (FAX機能付)	2台
	トランシーバー	4台
その他	ヨウ化カリウム丸	4,800錠
	除染用機材 (シャワー設備等)	1式
	屋外テント	3式



※ 緑ハッチング資機材は、本店保管

- ◆ 電力各社が保有する可搬型の電源、ポンプ等の資機材をデータベース化し、事業者間で共有しています。
- ◆ 資機材データベースは「各社毎」の分類から「資機材毎」の分類に変更することで検索性の向上を図っています。

資機材データベースの表示例【電源供給】

事業者	発電所名称					
分類	名称	電源車 供給電圧	数量	接続設備仕様	燃料	備考 (参考情報)
電源供給	空冷式非常用発電装置 1825kVA	6.6kV	4台	メーカー名称 機器製品番号	A重油	1,2号機
	電源車（可搬式代替低圧注 水ポンプ）610kVA	440V	4台	メーカー名称 機器製品番号	A重油	3,4号機
	電源車610kVA	440V	4台	メーカー名称 機器製品番号	A重油	3,4号機
	電源車（緊急時対策所） 100kVA	440V	2台	メーカー名称 機器製品番号	A重油	3,4号機

事業者	発電所名称					
分類	名称	電源車 供給電圧	数量	接続設備仕様	燃料	備考 (参考情報)
電源供給	空冷式非常用発電装置 1825kVA	6.6kV	4台	メーカー名称 機器製品番号	軽油またはA重油（A 重油は非常時のみ）	
	可搬式電源車（エンジン発 電機）610kVA	440V	5台	メーカー名称 機器製品番号	軽油またはA重油（A 重油は非常時のみ）	
	可搬型蓄電池（2kVA）	-	2台	メーカー名称 機器製品番号	-	
	可搬型蓄電池（8kVA）	-	3台	メーカー名称 機器製品番号	-	

- ◆ 重大事故等が発生した際に、円滑に事故収束活動の拠点となる「緊急時対策所」を高台（T.P.39m）に設置し、訓練等を行っています。
- ◆ 「緊急時対策所」は、指揮所・待機所、そのそれぞれに放射性物質の侵入を防止するための設備を備えた空調上屋の4棟で構成されています。

空調上屋

（放射性物質を含む外気を室内へ侵入させないための設備を設置）

待機所

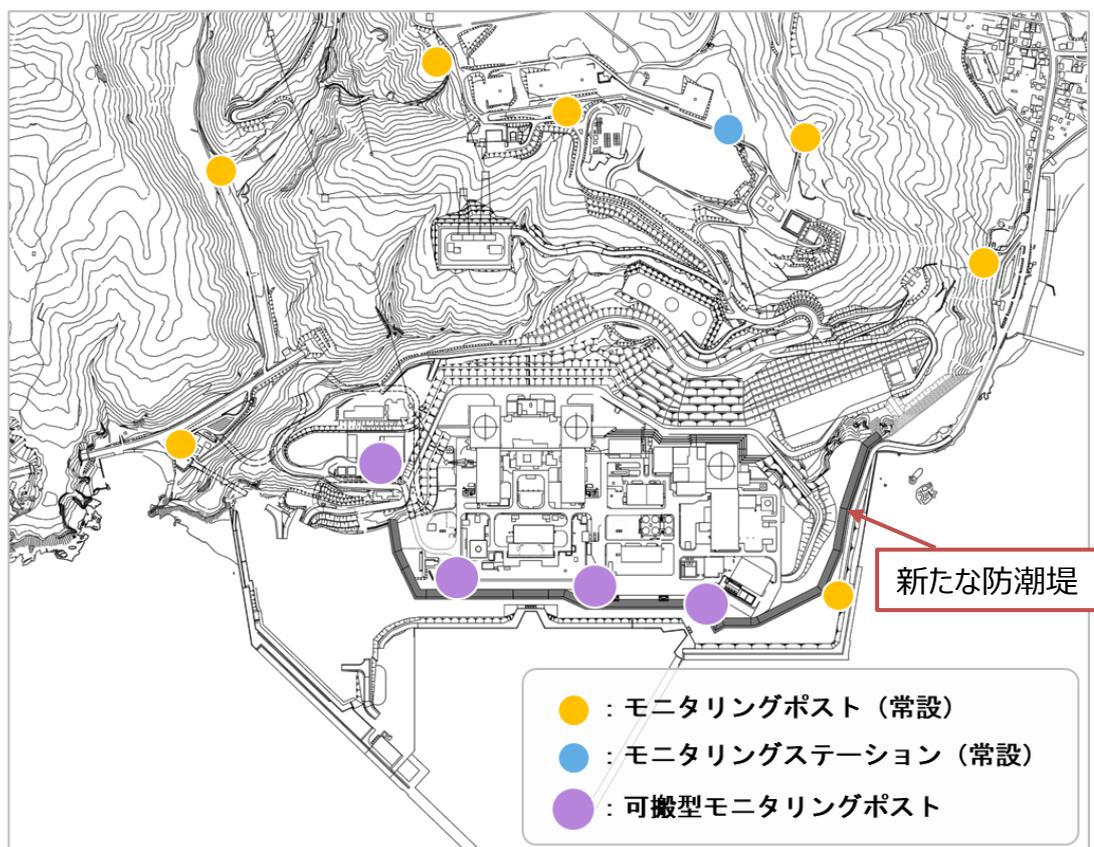
（現場対応を行う災害対策要員を収容する建屋）

指揮所

（事故対応を行う際の対策本部）



- ◆ 重大事故が発生した場合には、敷地内の放射線量の状況を踏まえて、適切に事故対応を行う必要があることから、敷地内の放射線量を測定するための常設モニタリング設備（8箇所）に加えて、発電所の海側など4箇所「可搬型モニタリングポスト」を設置することにより、原子炉建屋を囲む合計12箇所の放射線量を監視・測定します。
- ◆ なお、「可搬型モニタリングポスト」は、常設モニタリング設備が使用不能となった場合に代替して測定するため、13台（予備含む）を保有しています。



モニタリングポスト・モニタリングステーションの配置図



可搬型モニタリングポストの設置訓練

※新たな防潮堤の設置工事を2024年3月28日より実施中

- ◆ 泊発電所では、福島第一原子力発電所の事故を受け、多重・多様な安全対策を講じていますが「それでも事故は起こりうる」「安全を守るのは人」との考えに立ち、平時から実践的な訓練を継続して実施しています。
- ◆ 2016年11月には、国、北海道、原子力事業者等が合同で実施する原子力総合防災訓練が泊発電所を対象に開催されました。当社は原子力事業者としての訓練のほか、自治体等と連携する北海道原子力防災訓練（36ページ参照）にも毎年参加しています。
- ◆ 毎年度、原子力事業者として実施している原子力防災訓練については、今年度は2025年12月に、発電所・本店の両本部を連携して実施しました。

原子力総合防災訓練 (2016年11月13日~14日)



泊発電所緊急時対策所(T.P.39m)

TV会議



原子力事業所災害対策支援拠点

原子力防災訓練 (2025年12月12日)



原子力災害医療訓練



資機材輸送・取扱訓練



本店即応センター

- ◆ 泊発電所では、事故の状況に応じた多種多様な安全対策設備を有効に使用するための手順書を整備、整備した手順書の実効性の確認および安全対策設備の操作等対応要員の習熟度向上を目的に訓練を実施しています。
- ◆ また、訓練を通じて発見された課題への対策を手順書に反映することにより改善し、さらに訓練を継続していくことで、事故対応能力の一層の向上に努めています。

代替給水訓練 （燃料を冷やし続ける）



ホース接続訓練



水中ポンプ組立て訓練

代替給電訓練 （電源を絶やさない）



電源車起動訓練



ケーブル敷設訓練

放射性物質拡散抑制訓練 （放射性物質の放出に備える）



放水砲による放水訓練



シルトフェンス設置訓練

◆ 発電所の防災要員の対応能力向上を図るため、その役割に応じた教育・訓練を充実・強化しています。

① 指揮者（事故時に指揮者となる原子力防災管理者（発電所長）、副原子力防災管理者（所長代理、次長等） 他が対象）

- ・知識ベースの教育（事故対策への習熟）
研修会、自己学習用の資料の整備、専門家による講義、研修ツールを用いた学習など
- ・実践的な訓練（対応能力の向上）

■ 机上訓練

緊急時の状況把握、意思決定などのノンテクニカルスキル※向上を目的として、
原子力安全推進協会（JANSI）主催の発電所長研修、発電所管理者研修、
当直課長研修、危機管理研修等に参加

※：専門的な知識・技術ではなく、コミュニケーション・チームワーク・リーダーシップ等の能力の総称

■ 要素訓練

参集訓練（厳冬期、夜間、悪天候時に実施）
通報連絡訓練

■ 訓練シナリオを参加者に事前に通知せず、実動を含む原子力防災訓練（ブラインド訓練）

■ 実発災を想定した広範囲な支援組織との連携訓練

緊急時対応組織の実効性の向上のため、より広範囲な支援組織との連携を伴う訓練を実施



原子力防災訓練
（対策本部における事故収束活動）

② 運転員

- ・シミュレータ訓練の内容に新規制基準で要求される事故を想定した訓練を追加実施

全交流動力電源喪失を想定
した運転シミュレータ訓練



③ 発電所災害対策要員

- ・協力会社社員を含め、電源供給、給水活動等、事故時に担当する設備の訓練、手順の教育を実施
- ・重大事故等発生時を想定した訓練を実施
- ・更なる現場対応能力向上のため、現場対応要員に対し、事前に準備したリストからマルファンクション※を現場で直接付与する訓練を実施
※機器の不具合や人的ミス等を模擬した情報のこと

訓練実績（回数）

訓練項目	2024年	2025年
原子力防災訓練(総合訓練)	1	1
北海道原子力防災訓練	1 (10/31)	1 (10/29)
要素訓練	1164	913 (12月末)



厳冬期の訓練

3. 事故収束活動に係る要員の力量向上（原子力防災訓練の高度化①）（1 / 3）

原子力防災訓練の高度化について

2025年度

2021年度

不測の事態への対応能力向上と新しい情報共有ツールの活用

- ▶ 2020年度策定した中期計画に、前年度の訓練から抽出された改善事項等を反映した上で、2ヵ年目の中間目標に基づき訓練を実施
- ▶ 今年度の訓練では、前年度定量化したERC※1対応方法や戦略立案方法が定着していることの確認に加え、更なる対応能力の向上のため、不測の事態（計器の故障や人為的ミス等）を模擬し対応を確認
- ▶ また、ERCとの情報共有ツールであるERSS※3を使用した情報共有を訓練にて実施
- ▶ 更に、OFC※2での訓練を前年度から発展させ、関係各所との連携を想定し、合同対策協議会等を模擬した会議体における情報共有訓練を実施

2022年度

対応可能要員の更なる拡充と幅広い選択肢を有するシナリオによる訓練

- ▶ 2021年度改訂した中期計画に、前年度の訓練結果等を踏まえ現状分析を実施し、至近で対応すべき課題の一部について、新規目標を設定するとともに、変更を実施
- ▶ 中期計画に基づき、正の要員が欠員になった場合でも、交代要員にて発電所対策本部の運営が行えることを確認。加えて、これまでの訓練を通して構築してきた発電所対策本部要員の活動内容を整理した本部要員活動表が、有効に活用できることを確認
- ▶ 緊急時対応能力の更なる向上（従来の訓練よりも幅広い着眼点による戦略立案や深みのある対策検討・議論ができること）を目的とした訓練試行の一環として、全面緊急事態※4に至らないシナリオでの訓練を実施

2023年度

更なる情報共有能力、対策実施能力等の向上に向けた訓練

- ▶ 2020～2022年度の3ヵ年計画として定めた中期計画について総合的な評価を行い、その結果等を踏まえ、2023年度以降の防災組織としての事故対応能力の継続的向上に向けた新たな中期計画を策定
- ▶ 「緊急時対策所に移動する要員を2班に分け切れ目のない情報連携」、「音声通話装置の導入により中央制御室からの情報をリアルタイムに共有」、「電子ホワイトボードの活用による発電所-本店間の時系列情報の迅速な共有」等、情報共有能力の向上を図る取り組みを実施
- ▶ 対策実施能力等の向上を目的とし、複数個所での火災発生時における消火対応や、複数の傷病者発生時における医療対応等、不測の事態が発生した場合を模擬した訓練を実施

2024年度

更なる事故対応能力、臨機の対応能力向上に向けた訓練

- ▶ 2023年度策定した中期計画に、前年度の訓練結果等を踏まえた現状分析を実施し、計画通り1ヵ年目の中間目標を達成できていること、中期計画を見直すべき事象が発生していないことを確認
- ▶ 前年度実施した情報共有能力の向上を図る取り組みが定着していることを確認
- ▶ 前年度に引き続き、複数個所での火災発生時における消火対応や、複数の傷病者発生時における医療対応等、不測の事態が発生した場合を模擬した訓練を実施
- ▶ 更なる事故対応能力向上を目的とし、実際の事故対応を想定した厳しい環境下での訓練計画を策定し、2024年度は、夜間（暗所）での現場実働訓練を実施
- ▶ 臨機の対応能力向上を図るため、現場対応要員に対し、事前に準備したリストからマルファンクションを現場で直接付与する訓練を実施

継続的な事故対応能力、臨機の対応能力向上に向けた訓練

- ▶ 緊急時対応に係る活動・組織を網羅した緊急時対応能力の維持・向上を目的とし、2025年度以降の防災組織全体が達成すべき目標を設定した新たな中期計画を策定
- ▶ 前年度に引き続き、情報共有能力の向上を図る取り組みが定着していることを確認
- ▶ 燃料タンク火災を想定した、地元公設消防殿と当社消火対応要員との連携訓練を実施。本訓練においては事前に準備したマルファンクションを現場で直接付与。
- ▶ 発電所対策本部における事故収束対応中における重篤傷病者（意識不明・高汚染）発生状況の付与（高負荷付与による対応能力の更なる向上）
- ▶ 前年度に引き続き、臨機の対応能力向上を図るため、現場対応要員に対し、事前に準備したリストからマルファンクションを現場で直接付与する訓練を実施

※1 ERC : 原子力規制庁緊急時対応センター
 ※2 OFC : オフサイトセンター
 ※3 ERSS : 緊急時対策支援システム
 ※4 全面緊急事態 : 公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象

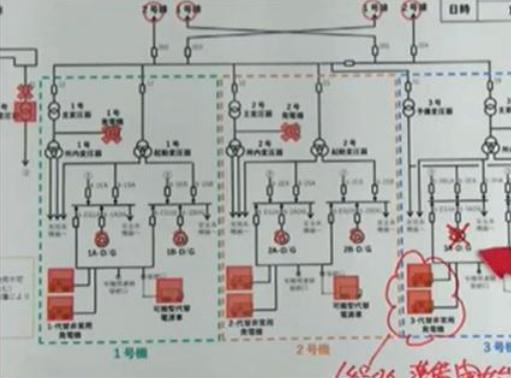
- ◆ 訓練高度化の一環として、2025年度防災訓練において、燃料タンク（グランドレベル設置施設）での火災を想定し、**公設消防（岩内・寿都地方消防組合 消防署 泊支署）殿と当社消火要員が連携して消火活動を行う訓練を、防災訓練として初めて行いました。**
- ◆ 訓練においては、発生する事象を訓練参加者には知らせないブラインド訓練を行い、さらに、現場において設備不具合を突発的に発生させ、訓練参加者の臨機の対応ができているかを確認しました。



燃料タンクへの放水

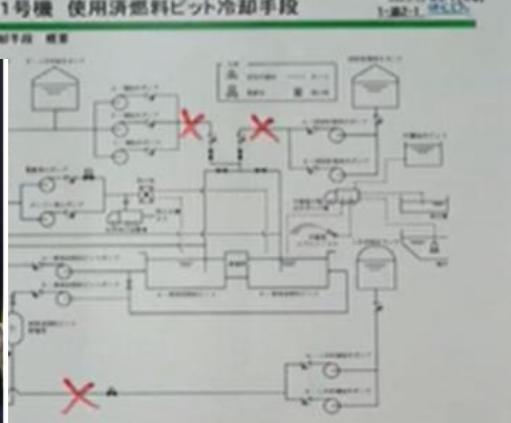
- ※ グレーヘルメット：公設消防殿
- 黄色ヘルメット：当社現場指揮者
- 白色ヘルメット：自衛消防隊

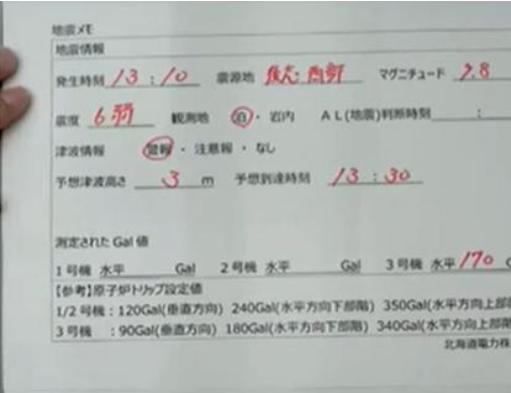
- ◆ 本店から規制庁へTV会議・書画装置等により情報連絡・共有する訓練を継続的に行っています。
- ◆ これら情報は、万が一事故が発生した場合に、周辺住民の皆さまをはじめとした国民へ「安全・安心」を提供するための非常に重要なものです。
- ◆ 訓練を通じて、本店の役割分担を明確にし、さらに情報連絡時に用いるツール（例：COP(共通運用図) 規制庁と事業者が共通の認識を持つための図面など）も含めた継続的な改善を行うことにより、規制庁との情報連携能力の維持・向上に努めています。
- ◆ 2025年度訓練では、16名の体制で本店から規制庁への情報連絡を行い、前年度の課題に対する改善状況を検証しました。



← 共通運用図COP

系統図面→





← 連絡メモ

プラントパラメータ・系統状態表示装置→





(参考) 北海道胆振東部地震を踏まえた一般災害対応としての訓練 実施状況について

- ◆ 北海道胆振東部地震を踏まえ、2025年11月28日に「全支店を対象としたブラックアウトからの復旧訓練」を実施し、情報発信・事故復旧対応等の手順を確認しました。
- ◆ 当該訓練では、原子力災害同時発生時の社内体制の確認、第一管区海上保安本部との合同訓練、停電復旧見通しに係る情報発信対応等を実施しました。

社内の机上訓練



【本部・支部対策会議の様子】



【各支部とのTV会議の様子】



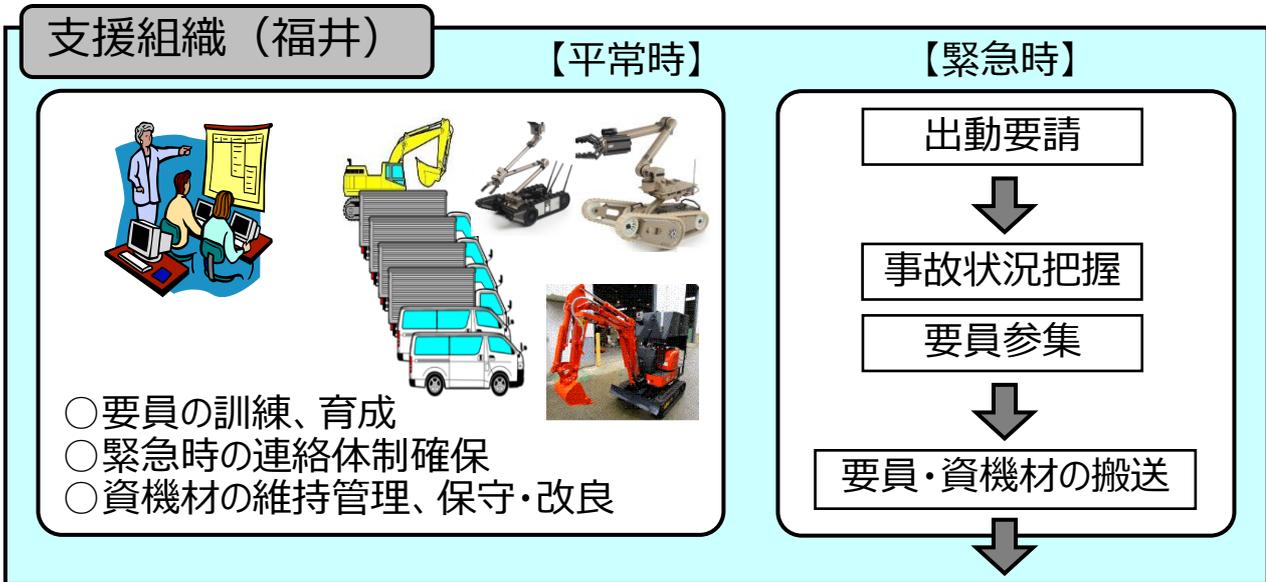
【函館航空基地庁舎への応急送電訓練の様子】



【巡視船への資機材搭載訓練の様子】

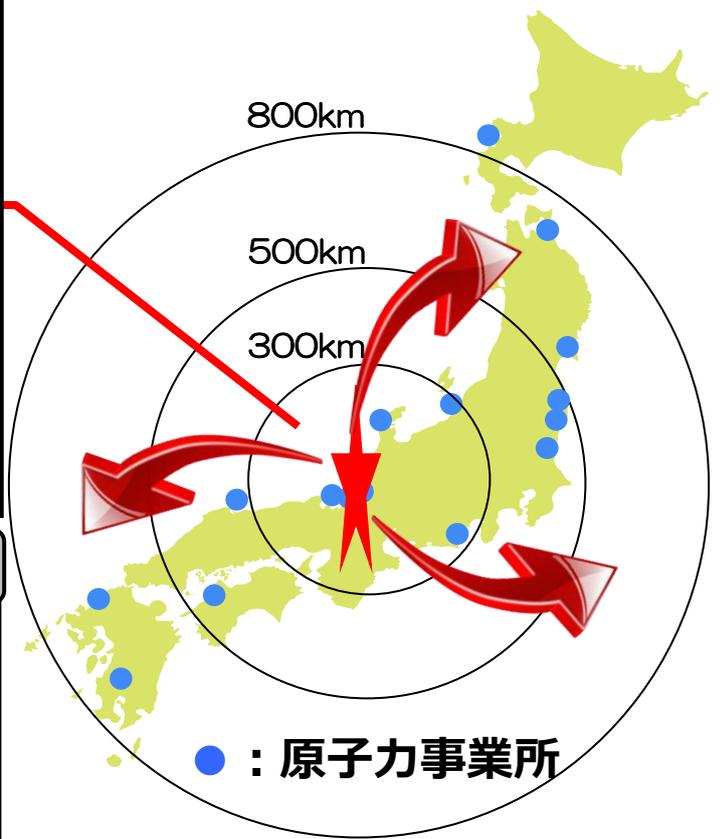
第一管区海上保安本部との合同訓練

- ▶ 事業者が共同で、原子力発電所での緊急事態対応を支援するための組織を設立
- ▶ 必要なロボットや除染設備を配備し、各事業者の要員訓練を実施
- ▶ 緊急時には、これらの資機材を発電所に向けて輸送し、支援を実施



⇔

要員・資機材



4. 原子力緊急事態支援組織【施設・資機材】 (2 / 5)

◆ 美浜原子力緊急事態支援センターの拠点施設および緊急時に対応する資機材は、以下の通りです。

主な資機材



無線ヘリ (高所からの情報収集)



小型・大型無線重機
(屋外の瓦礫等の除去)



ロボットコントロール車



ヘリポート (資機材空輸)



事務所棟 訓練施設



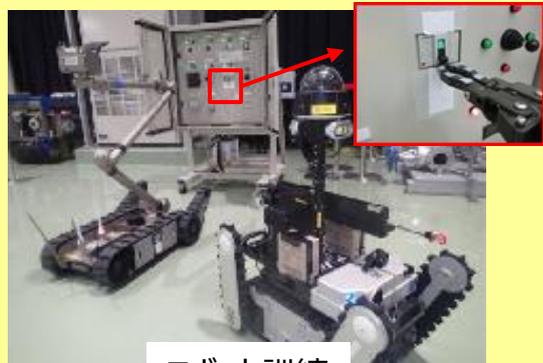
美浜原子力緊急事態支援センター
拠点施設の全景 (福井県美浜町)

◆ 美浜原子力緊急事態支援センターにおけるロボット、無線ヘリ、無線重機の基本操作訓練に加え、事業者の防災訓練に参加し、連携を確認
(平成28年12月本格運用開始)

原子力緊急事態支援センターにおける訓練



ロボット訓練



ロボット訓練



無線ヘリ訓練



無線重機訓練

事業者の防災訓練



発電所内での訓練



支援センター本部との連携

美浜原子力緊急事態支援センターにおける訓練実績 (2025年10月末時点)
初期訓練受講者 約 1,460名 (電力9社+原電+原燃)【当社受講者:68名】

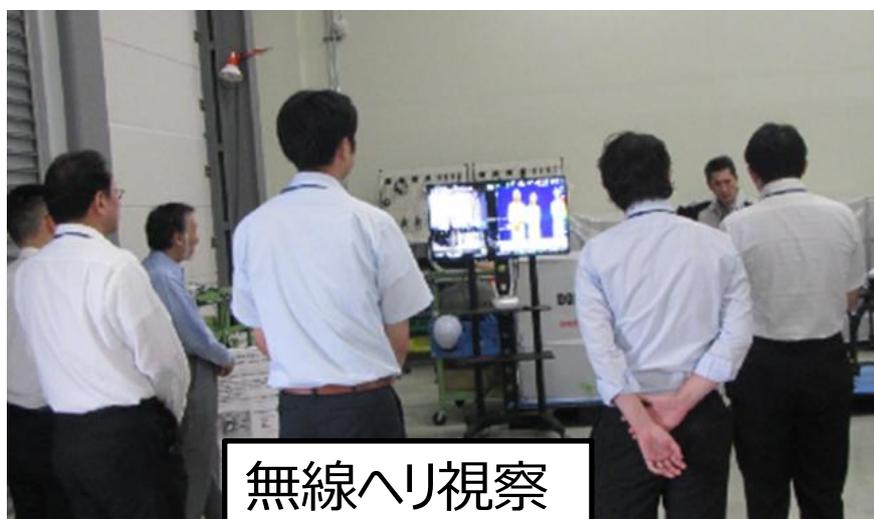
◆ 美浜原子力緊急事態支援センターでは、平成28年12月18日以来、約6,600名の方々に、ご視察頂いている。視察者からは「原子力に対する安心感が増加した。」とのご意見を頂戴しており、今後も信頼回復に向けてPR活動を継続する。



無線重機視察



コントロール車視察

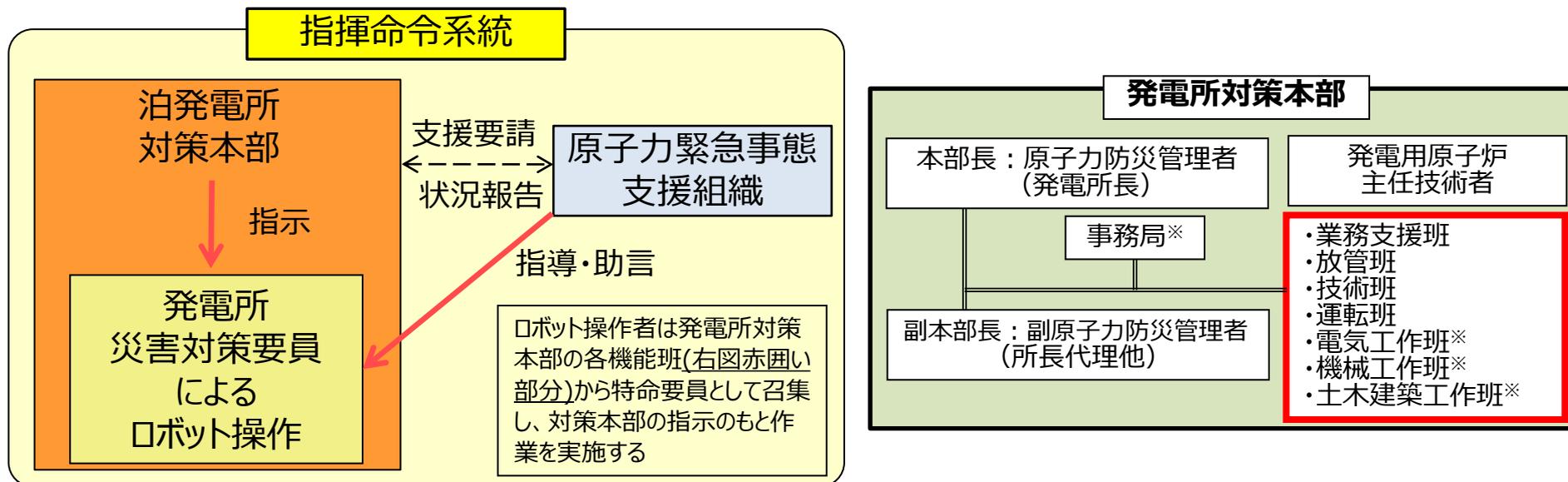


無線ヘリ視察



ロボット訓練視察

- ◆ 重大事故等の原子力災害発生時において、高放射線下の現場における事故収束活動を行う作業員等の被ばくを可能な限り低減するため、泊発電所災害対策要員により現場状況の確認を行います。
- ◆ 具体的には、原子力緊急事態支援組織と連携しながら、遠隔操作可能な資機材（ロボット等）を用いて、ロボットに搭載されるモニタカメラによる現場状況の偵察、放射線計測器による空間線量率の測定等を行います。
- ◆ 上記により得られる現場状況等を事故収束活動計画に反映することで、被ばくを可能な限り低減させるとともに効果的に事故収束活動が行えます。
- ◆ 発災時には発電所対策本部の指示のもとで連携して活動できる体制を構築しています。



※2026年3月、機能班名の変更を予定
「電気工作班、機械工作班および土木建築工作班」⇒「復旧班」、「事務局」⇒「総括班」

5. オンサイト医療に係る体制の構築

◆ 福島第一原子力発電所事故時の教訓を踏まえ、原子力災害時の原子力施設における作業員に対する初期医療対応（原子力災害時オンサイト医療）が出来る体制を構築し、更なる充実化を進めています。

【取組状況】

○2020年3月31日

当社を含む9電力、日本原子力発電、日本原燃および電源開発と、原子力安全研究協会において、原子力災害時オンサイト医療に係る契約を締結

- ・発災直後におけるオンサイト常駐に係る医療スタッフ等の招集体制を構築
- ・オンサイト医療に活用する医療資機材を調達し、その管理体制を構築（持ち込み資機材の整備、サイト医務室等の資機材整備）

○2024年11月1日

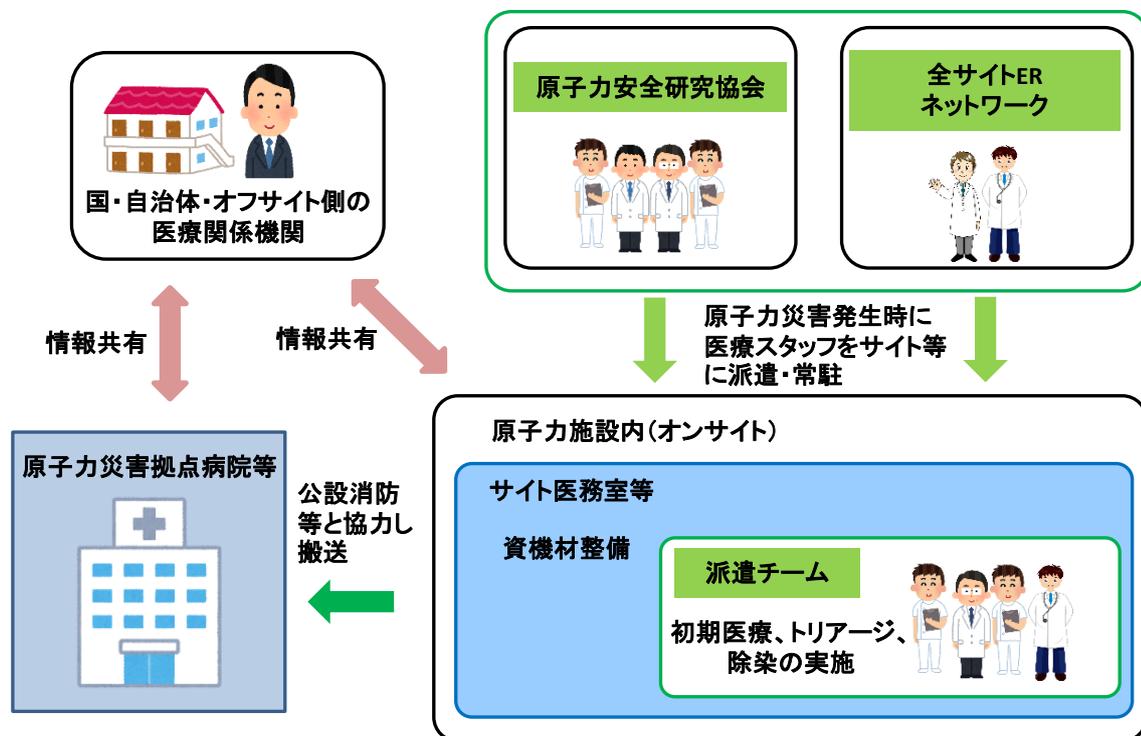
更なる医療体制の充実に向けて、あらかじめ登録頂いた医師に、交代で中長期的なオンサイト支援を頂く仕組みとして、全サイトER※ネットワークを構築し、運用を開始

【当社訓練状況】

○原子力安全研究協会の医療スタッフと合同で、放射線管理区域内での傷病者発生を想定した現場搬送及び初期医療訓練を年に1回実施しています。



放射線管理区域内を想定した傷病者搬送訓練
(2025年8月29日実施)



※ ER：原子力発電所等内に設置する救急救命室（Emergency Room）等の応急処置施設

原子力事業者は、東京電力福島第一原子力発電所事故から得た教訓を風化させることなく継承し、原子力災害の発生時に緊急時対応が適切に行えるよう、平時から組織的かつ継続的に緊急時対応能力の維持・向上に努めることが重要です。

このため、原子力規制庁および原子力事業者にて「原子力事業者の緊急時対応に係る訓練及び規制の関与のあり方に係る意見交換」（以後、訓練のあり方検討会合という。）で抽出された課題を改善するために訓練や評価に係る試行等を行い、その成果を原子力事業者は、原子力防災訓練へ適時反映することで更なる緊急時対応能力向上を図ることとしました。

また、原子力防災訓練は、その評価も含めて原子力事業者が自ら主体的に取り組むべきであることに鑑みて、訓練で得られた課題や良好事例を原子力事業者間で共有して学びあうとともに、相互評価（ピアレビュー）の調整等を計画的に実施していきます。

「訓練のあり方検討会合」における成果

1. 緊急時対応能力の維持・向上の活動に関する基本方針を設定しました。

各要員が緊急時対応の重要性を自覚して、着実に教育訓練等に取り組むことができるよう、原子力事業者が自覚すべきこと及び実行すべきことを基本方針として設定しました。

2. 課題を改善するための訓練や評価に係る試行の成果を原子力防災訓練へ反映することとしました。

課題1 訓練のあり方

- 多様なシナリオ（GE：全面緊急事態に至らない）による訓練
- 社外組織など、より広範囲な緊急時対応組織の参加・連携を伴う訓練
- 自由度を高めたマルファンクションを導入した訓練
- 新たな気づきを得ることを目的とした訓練手法

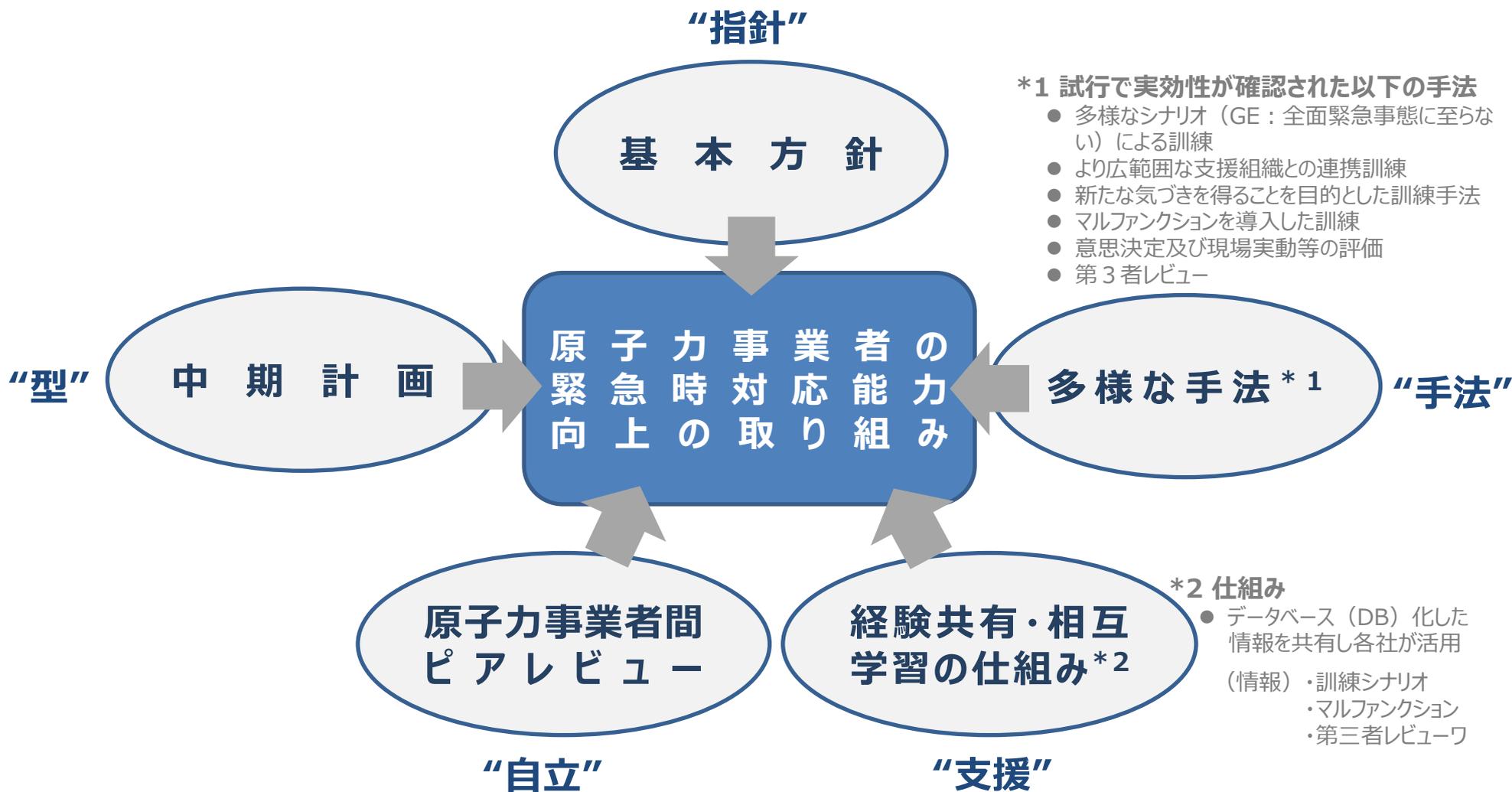
課題2 規制の関与のあり方

- 発電所の意思決定・現場実動等の緊急時対応能力の評価（新指標導入）
- 社外組織など、より広範囲な緊急時対応組織の参加・連携を伴う訓練の評価（新指標導入）
- 原子力事業者間ピアレビュー及び社外関係者による第三者レビューの実施

3. 中期計画の作成・運用に係る要領を策定しました。

これまで各社が作成してきた原子力事業者防災訓練等の中期計画を更に充実させるため、ATENA（原子力エネルギー協議会）のガイド文書を策定しました。

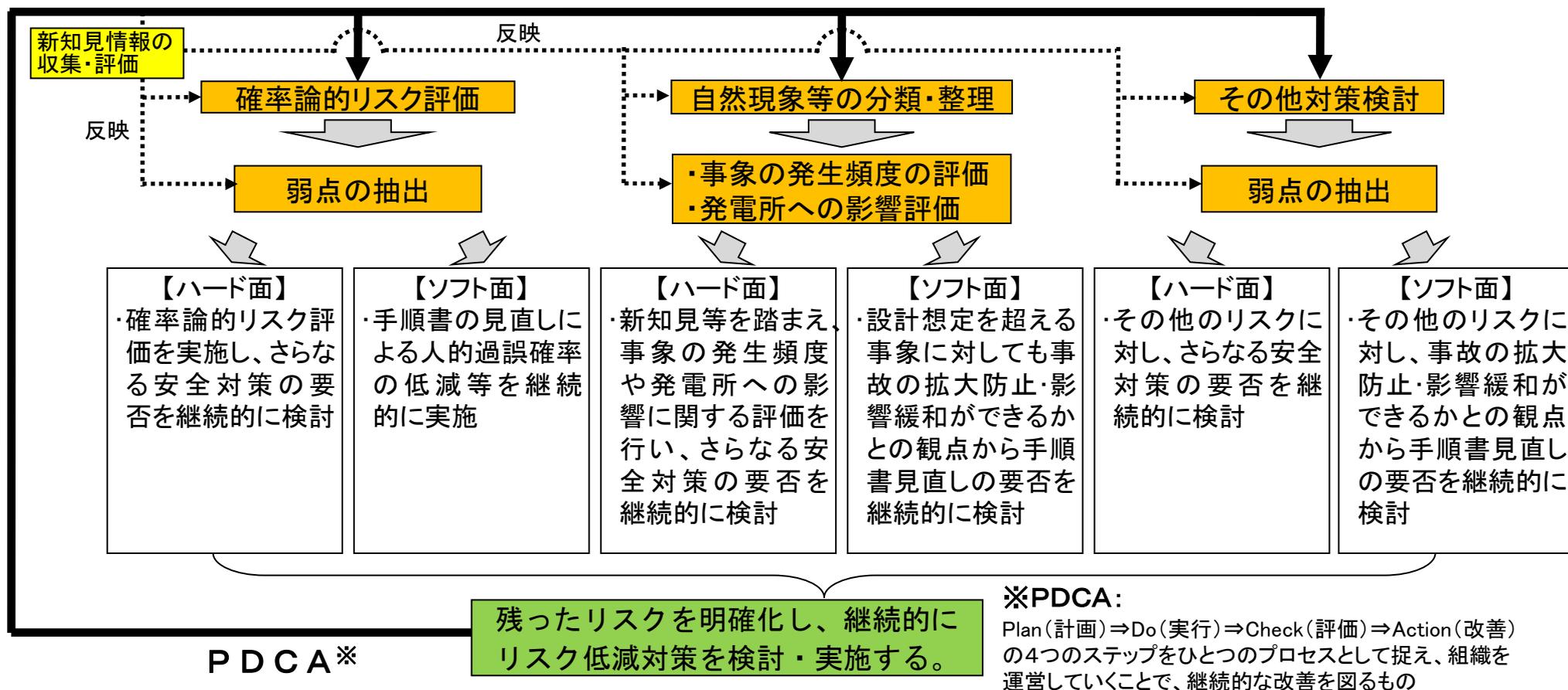
「訓練のあり方検討会合」等を通じて原子力事業者が築き上げた訓練への取り組みとして、“**指針**”、“**型**”、“**手法**”、“**自立**”、“**支援**”を加え、原子力事業者が自ら効果的・継続的に緊急時対応能力の向上を行うことができる仕組みを構築しました。



7. 安全性向上【さらなる安全性の向上を目指した取り組み】(1/2)

- ◆ 2014年6月の「泊発電所安全性向上計画」策定・公表以降、前年度までの活動実績等を踏まえた見直しを行い、「泊発電所の安全性向上への取り組み」として公表しています。
- ◆ 当社は、安全性向上計画に基づき、継続的にリスク低減対策を検討・実施していきます。

(参考)安全性向上計画の検討フロー



新規制基準への適合にとどまることなく、泊発電所の安全性向上のあくなき追求に今後とも取り組んでまいります。

- ◆ 当社は、「経営方針」の中で原子力事故を経営リスクの筆頭に掲げ、安全最優先の考えのもと、泊発電所が停止中であっても「原子力事故リスクの発現防止」「万一の原子力事故発生時における対応能力強化」に全社を挙げて取り組んでおります。
- ◆ 泊発電所の更なる安全性向上を図るため、2014年より毎年、一年間の取り組み実績等を踏まえ、「泊発電所安全性向上計画」の見直しを行っております。
- ◆ 前年度の活動を継続して、安全文化の育成・維持活動を礎とし、継続的に実施しているリスクマネジメント体制の強化および人材育成・若年層社員の力量向上を目指してまいります。また、福島第一原子力発電所事故や北海道胆振東部地震などの自然災害の経験とそこから得られる教訓等を学び、世界の良好事例を調査し反映するとともに、様々な情報を活用して収集したリスク情報を評価・活用してまいります。
- ◆ 2022年10月に設立した各原子力事業者などで構成する「安全マネジメント改革タスクチーム」にて、原子力安全を維持・向上するための組織管理や事業運営に関するベストプラクティスの共有と横展開の強化に取り組んでおります。その一環として良好な活動として紹介された「他産業からの学び」を取り入れる活動を実施しており、今後も継続してまいります。
- ◆ 地域の皆さまやお客さまおよび第三者機関からのご意見等を反映し、「世界最高水準の安全性」に向かって自らの活動への評価・改善を重ね、皆さまから信頼していただける発電所を目指してまいります。

第2章

泊発電所発災時における 原子力災害対策プラン (泊発電所原子力事業者防災業務計画)

予防的防護措置を準備する区域

(PAZ : Precautionary Action Zone)

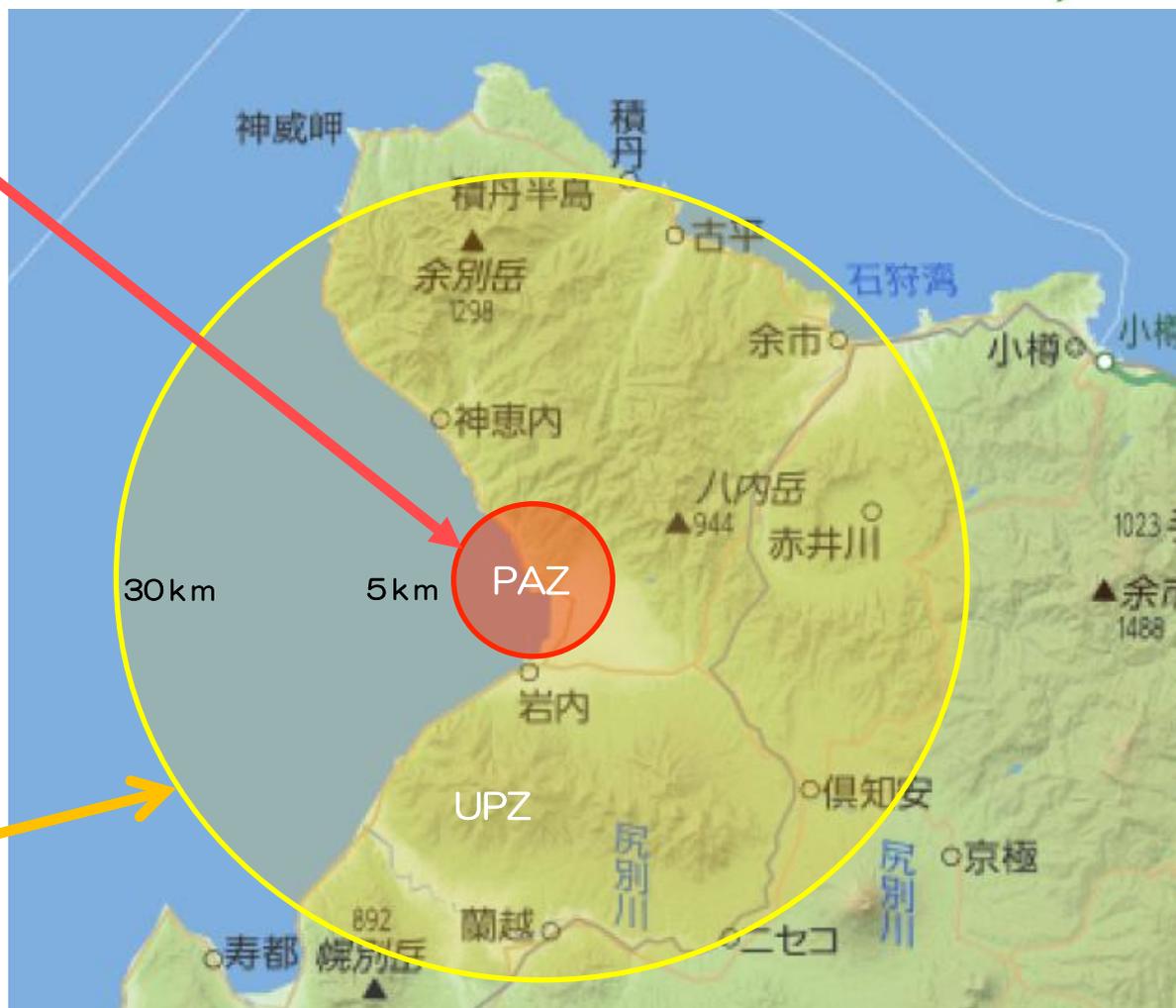
急速に進展する事故を想定し、放射性物質が放出される前から予防的に防護措置を準備する区域です。

原子力施設からおおむね半径 5 km の地域を設定しています。

2 町 1 村 (泊村、共和町、岩内町)

住民数 2,399 人

(2025年7月1日現在) ※



緊急防護措置を準備する区域 (UPZ : Urgent Protective action planning Zone)

事故の進展に応じて、屋内退避や段階的な退避等の緊急防護措置を準備する区域です。

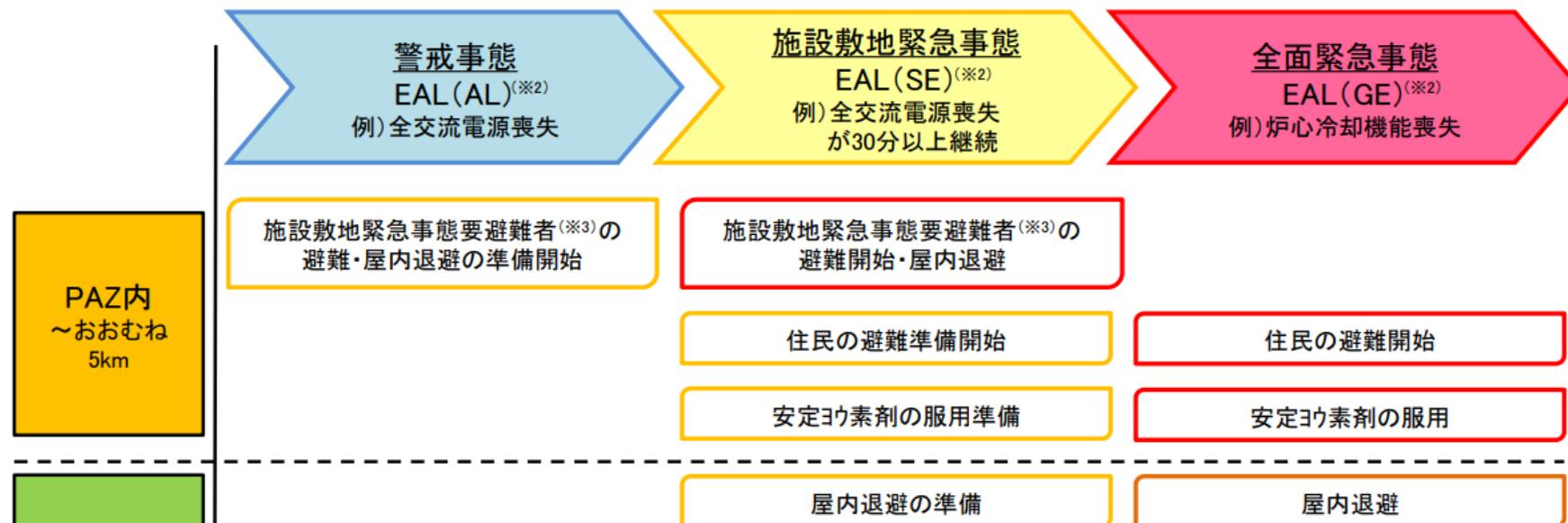
原子力施設からおおむね半径 30 km の地域 (PAZを除く。) を設定しています。

10 町 3 村 (泊村、共和町、岩内町、神恵内村、寿都町、蘭越町、二セコ町、倶知安町、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村)

住民数 66,961 人 (2025年7月1日現在) ※

※ 「泊地域の緊急時対応 (令和7年7月14日改定版)」より

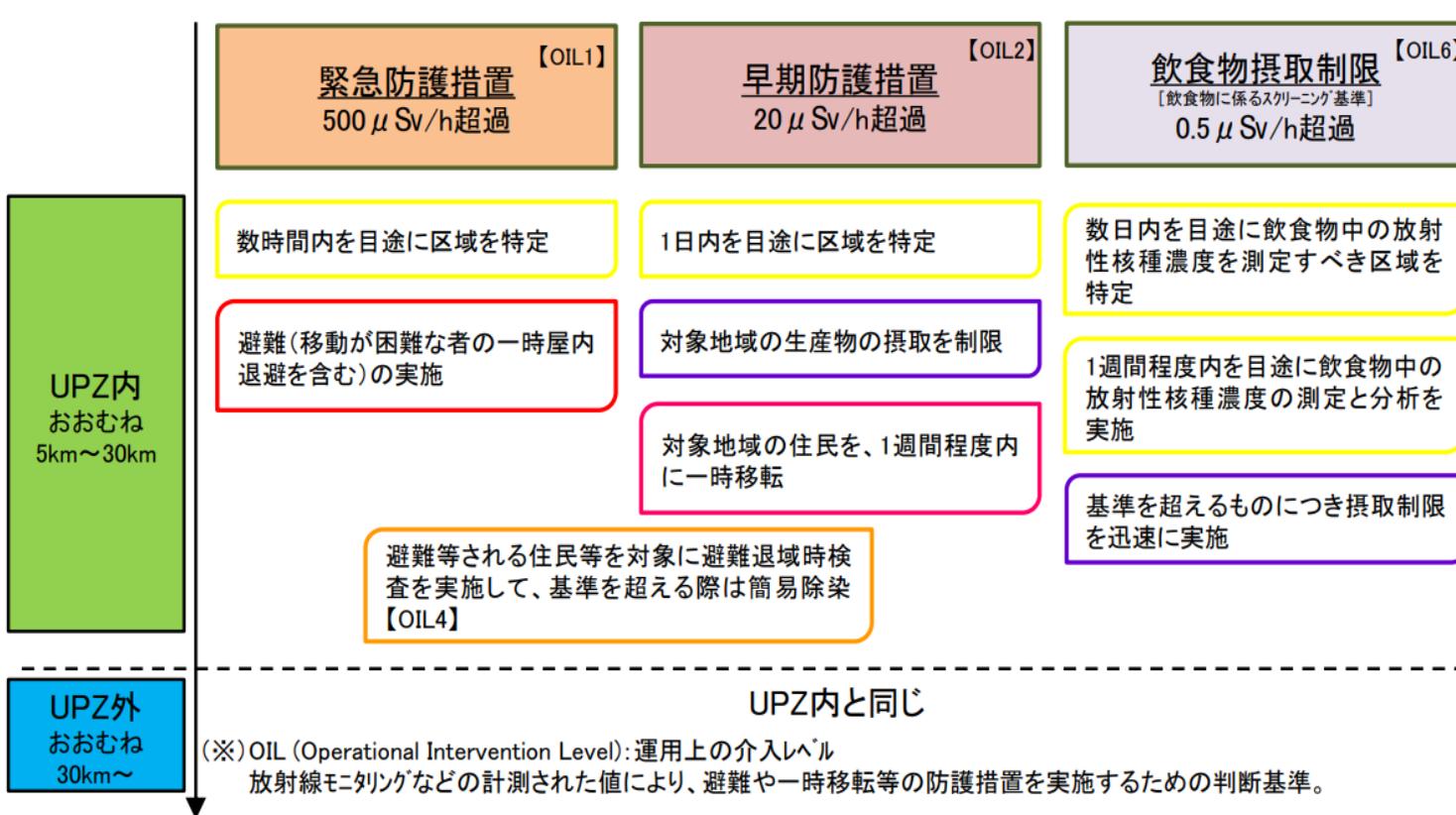
◆ 原子力災害が発生した場合、当社は「原子力災害対策特別措置法」(原災法)に基づき、国・自治体へ通報連絡を実施します。当社からの通報連絡を受けた国・自治体の指示により PAZ圏内(原子力発電所から5km圏内)やUPZ圏内(原子力発電所から5～30km圏内)に居住されている住民の皆さまは、事象の進展や放射性物質の放出状況にあわせて避難を実施していただくこととなります。



- (※1) EAL(Emergency Action Level): 緊急時活動レベル
原子力施設の状況に応じて、避難や屋内退避等の防護措置を実施するための判断基準。
- (※2) (AL)=Alert (SE)=Site area Emergency (GE)=General Emergency
- (※3) 「施設敷地緊急事態要避難者」とは、PAZ内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者をいう。
 イ 要配慮者(災害対策基本法第8条第2項第17号に規定する要配慮者をいう。)(口又はハに該当する者を除く。)のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの
 ロ 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要がある者
 ハ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者
- (※4) 事態の規模、時間的な推移や現地の状況に応じてUPZ内においても段階的に避難等の予防的防護措置を実施する場合あり。
- (※5) UPZ内と同様に、事態の進展等に応じて屋内退避を行う必要がある。このため、全面緊急事態で、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行わなければならない。

1. 原子力災害対策の基本事項【住民避難の考え方②】 (3/3)

- ◆ 放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に住民の皆さまについて避難等の緊急時防護措置が講じられることとなります。
- ◆ また、それと比較して低い空間放射線線量率が計測された地域においては、無用な被ばくを回避する観点から、1週間以内に一時移転等の早期防護措置が講じられることとなります。
- ◆ これら防護措置の判断は、放射線モニタリングなどにより計測された値により行われますが、原子力事業者は、国・自治体と協力し、防護措置判断に必要な放射線モニタリング等に必要な要員派遣および資機材提供などの協力を行うとともに、自治体（北海道）が主催の緊急時モニタリング訓練などに参加し、計測等手順の確認や計測器等操作習熟度の維持・向上に努めています。



緊急時モニタリング訓練参加状況

出典：「泊地域の緊急時対応（全体版）」（2025年7月14日 内閣府）

2. 原子力事業者の取り組み【支援拠点訓練①】

◆ 原子力災害発生時に、**発電所等への要員・物資の支援活動を円滑・確実に行えるよう支援拠点訓練（本部※）として、以下活動を行っています。**

①後方支援拠点活動の運営（関係箇所との情報連携・調整、要員・資機材管理など）

②発電所等等への物資の輸送、要員の派遣調整

※本部とは、災害対策支援拠点のうち、支援活動の統括管理を行う拠点であり、具体的には、後述する放射線管理本部やスクリーニング拠点と情報連携を行ったり、発電所等への支援用資機材や要員の輸送ルート検討・輸送車両の手配などを行う拠点をいう。

支援拠点活動の運営



拠点間の情報連携



資機材等の在庫報告



輸送ルート検討①



輸送ルート検討②



輸送物資の確認



輸送ルート指示



物資輸送開始

発電所への物資輸送

◆ 原子力災害発生時に、作業員の線量管理や放射線防護教育等の放射線管理業務を行えるよう、支援拠点訓練（放射線管理本部※¹）として、以下活動を実施しています。

①放射線防護教育，放射線業務従事者登録手続きおよび線量管理訓練

②WBC（ホールボディカウンタ※²）による内部被ばく測定訓練

※¹ 放射線管理本部とは、災害復旧対策を行う要員の発電所への出入管理や被ばく管理を統括する拠点をいう。

※² ホールボディカウンタとは、体内に取り込まれた放射性物質の量を体外から測定する装置をいう。

防護教育および線量管理等



登録関連装置の設置



従事者登録手続き



線量管理訓練



放射線防護教育



放射線防護教育



放射線防護教育

WBCによる内部被ばく測定



WBC設置



WBC設置



WBCによる測定



WBC設置



WBCによる測定

- ◆ 原子力災害発生時に、**作業員及び車両の汚染検査等を確実に実施し、円滑に事故復旧作業を行うことを目的として、支援拠点訓練（スクリーニング※拠点）：作業員の汚染管理テント・除染テントおよび車両の汚染検査・除染場の設営・運営訓練**を実施しています。
- ◆ 災害対策支援拠点訓練においては、**他電力事業者および原子力緊急事態支援組織の要員も参加し、原子力災害発生時の連携についても向上を図っている。**

※ スクリーニング（避難退域時検査）とは、放射性物質が衣服や体の表面に付いているかどうかを調べることをいう。

スクリーニング拠点の設営



スクリーニング拠点の運営



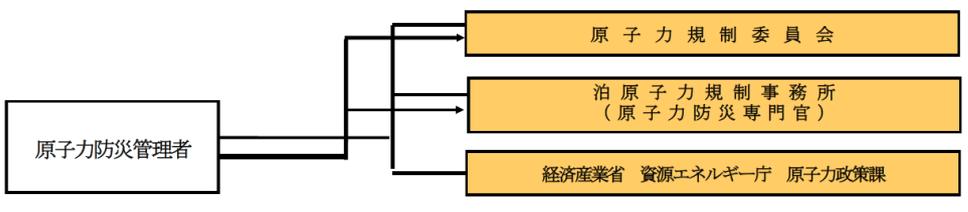
- ◆ 原子力災害が発生した場合、当社は「原子力災害対策特別措置法」（原災法）に基づき、**速やかに国・自治体へ通報連絡を実施**します。
- ◆ 当社からの通報手段については、地上回線に加え衛星回線により多様性を確保しています。

原災法第10条該当事象発生時の通報経路

原子力防災管理者



警戒事象発生時の連絡経路



——— : 一斉FAX
 ———▶ : 電話によるFAX着信確認

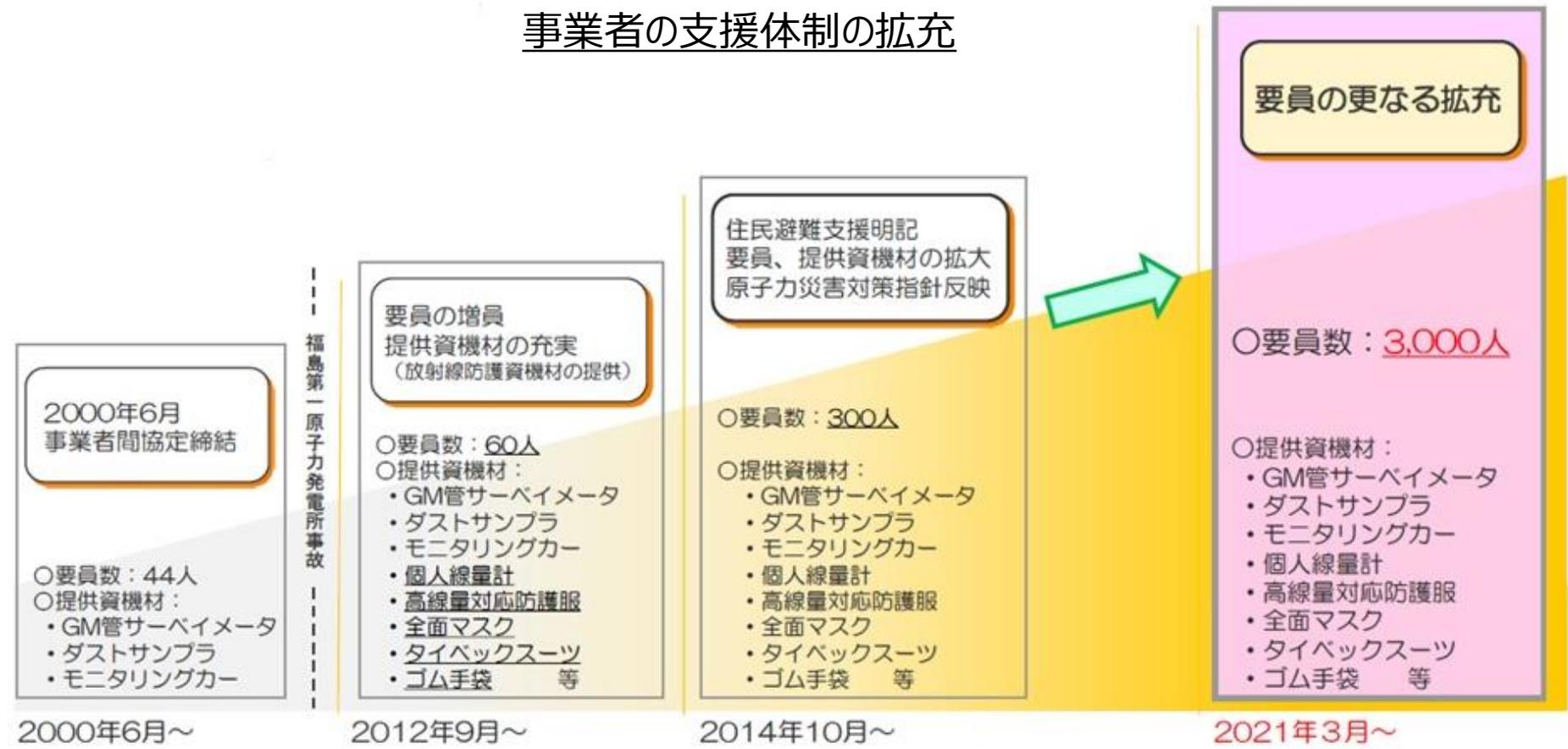
当社から連絡した事象が原子力規制委員会において警戒事態に該当すると判断された場合は、原子力規制委員会から関係地方公共団体へ情報提供されます。

■ : 原災法第10条第1項に基づく通報先
 —— : 一斉FAX
 ——▶ : 電話によるFAX着信確認

注：EMC：緊急時モニタリングセンター

- ◆ 原子力事業者は、万が一原子力災害が発生した場合に備えて事業者間協力協定を締結しており、福島第一原子力発電所事故の対応実績等を踏まえて随時充実化しています。
- ◆ 2014年10月より、災害発生時の広域住民避難への対応として、協力事項に「住民避難支援」を明記、避難退域時検査等に対応できるよう**放射線測定要員等の派遣や資機材の提供**を拡充しています。
- ◆ 2021年3月には、派遣要員数を300人から3,000人に拡充し、これまで以上に住民避難を円滑に実行できる支援体制を構築しています。

事業者の支援体制の拡充



※ 下線表示は変更の推移となります

2. 原子力事業者の取り組み【原子力事業者間協力協定②】 (3/19)

- ◆ 災害収束活動で不足する放射線防護資機材等の**物的な支援を実施**するとともに、環境放射線モニタリングや周辺地域の汚染検査等への**人的・物的な支援を実施**します。
- ◆ 協定活動の範囲に定める協力事項については、原子力総合防災訓練等の機会を基本に自治体訓練への参加を通して実効性を向上させていきます。

名称	原子力災害時における原子力事業者間協力協定				
目的	原子力災害の発生事業者に対して、協力要員の派遣、資機材の貸与等、必要な協力を円滑に実施 するために締結				
発効日	2000年6月16日（原子力災害対策特別措置法施行日）				
締結者	原子力事業者12社 北海道電力、東北電力、東京電力HD、中部電力、北陸電力、関西電力 中国電力、四国電力、九州電力、日本原子力発電、電源開発、日本原燃				
協力活動の範囲	・原子力災害時の周辺地域の環境放射線モニタリングおよび周辺地域の汚染検査・汚染除去に 関する事項について、協力要員の派遣・資機材の貸与その他の措置を実施				
役割分担	・災害発生事業者からの要請に基づき、予めその地点ごとに定めた幹事事業者が運営する支援本部を災害発生事業所近傍に設置し、各社と協力しながら応援活動を展開				
主な実施項目	<ul style="list-style-type: none"> ・環境放射線モニタリング、住民スクリーニング、除染作業等への協力要員の派遣（3,000人） ・資機材の貸与 				
	 <p>GM管サーベイメータ (348台)</p>	 <p>個人線量計 (900個)</p>	 <p>全面マスク (900個)</p>	 <p>タイバックスーツ (29,000着)</p>	 <p>2025年10月5日 佐賀県の避難退域時検査訓練 に当社要員を派遣</p>

◆ 原子力災害発生後の避難・一時移転における避難退域時検査等の活動において、放射線防護資機材等が不足する場合は、原子力事業者間による協力協定により、資機材を最大限提供します。

【資機材例】



汚染密度測定用
サーベイメータ



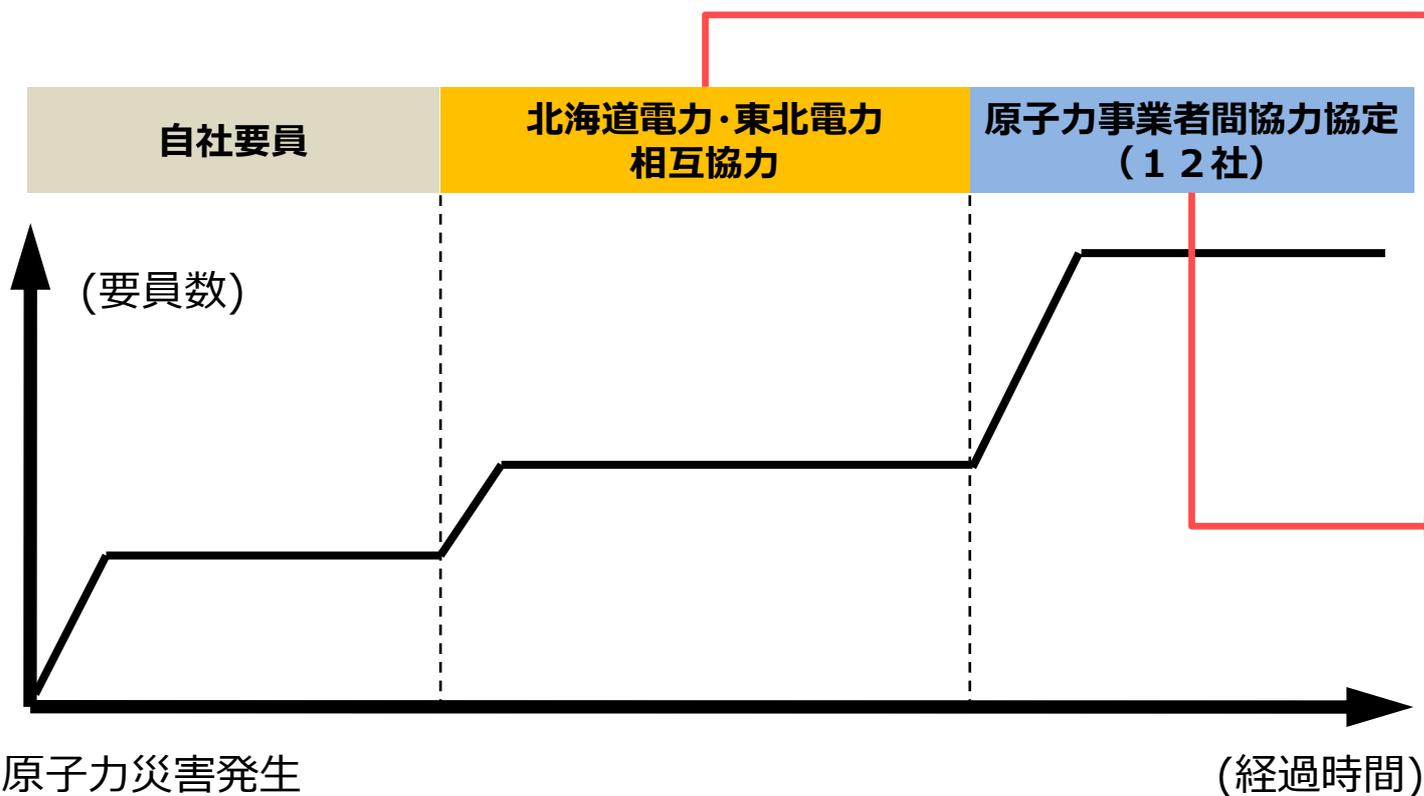
タイベックスーツ

【原子力事業者間での支援資機材・数量】

品名	単位	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	原電	電発	原燃	合計
汚染密度測定用サーベイメータ	(台)	18	24	102	18	12	66	18	18	36	18	0	18	348
NaIシンチレーションサーベイメータ	(台)	1	2	3	1	1	3	1	1	2	2	0	1	18
電離箱サーベイメータ	(台)	1	2	3	1	1	3	1	1	2	2	0	1	18
ダストサンプラー	(台)	3	4	17	3	2	11	3	3	6	3	0	3	58
個人線量計 (ポケット線量計)	(個)	50	100	150	50	50	150	50	50	100	100	0	50	900
高線量対応防護服	(着)	10	20	30	10	10	30	10	10	20	20	0	10	180
全面マスク	(個)	50	100	150	50	50	150	50	50	100	100	0	50	900
タイベックスーツ	(着)	1,500	2,000	8,500	1,500	1,000	5,500	1,500	1,500	3,000	1,500	0	1,500	29,000
ゴム手袋	(双)	3,000	4,000	17,000	3,000	2,000	11,000	3,000	3,000	6,000	3,000	0	3,000	58,000

- ◆ 原子力事業者間協力協定の対応をベースに、地理的近接性や緊急事態即応性の観点から、緊急時モニタリング、避難退域時検査および住民の皆さまの避難に係る支援のオフサイト活動について、**東北電力(株)と相互協力の基本合意を締結**（2017年3月10日）しました。
- ◆ 東北電力および当社発災時の幹事会社である電源開発・日本原燃に当社災害対策支援拠点訓練に参加いただき、お互いの連携力向上に努めています。

相互協力イメージ



↑当社災害対策支援拠点訓練へ
東北電力から参加



↑当社災害対策支援拠点訓練へ
日本原燃から参加

◆ 原子力災害が発生した場合、当社は「北海道地域防災計画（原子力防災計画編）」に基づき、**必要な要員をオフサイトセンターに派遣**します。

	派遣要員の職務	人員
合同対策会 協議会 (全体会議)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急事態対応方針決定会議の調整事項の連絡 ・ 緊急事態対応方針の確認 ・ 緊急事態応急対策の実施状況に関する情報の共有 ・ 放射線モニタリング状況及び予測の報告 ・ プラント状況及び予測の報告 ・ 広報内容の確認（主要なもの） ・ 住民広報内容の確認（主要なもの） ・ 関係地方公共団体及び関係機関からの要望の取りまとめ ・ その他、原子力災害現地対策本部長が必要と認めた事項の協議、報告 	1名
広報班	報道機関等対応、住民等への広報 <ul style="list-style-type: none"> ・ 報道機関等への対応 ・ 住民等への対応 	1名
プラント チーム	事故状況の把握、事故の推移予測 <ul style="list-style-type: none"> ・ プラント情報の収集 ・ 事故の推移予測 	2名
事業者ブース	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発電所対策本部との連絡調整 ・ 防災センターへの当社派遣要員の助勢 	2名
合計		6名

◆ 原子力災害が発生した場合、当社は「北海道地域防災計画（原子力防災計画編）」に基づき①緊急時モニタリング、②原子力災害対策重点区域の境界周辺等における避難退域時検査・簡易除染等の支援を行うため、泊発電所原子力事業者防災業務計画に定めている**要員の派遣、資機材の貸与**を行います。

派遣要員の職務・人数

		派遣要員の職務	人員	
緊急時モニタリング班	企画調整グループ	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時モニタリング実施内容の検討 緊急時モニタリング実施計画書の修正 指示書・作業手順書の作成 緊急時モニタリング結果の確認 要員・資機材動向の把握及び個人被ばく線量管理 	15名	
	情報収集管理グループ	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時モニタリング結果の整理 緊急時モニタリング結果の妥当性の確認 関係機関との情報伝達 情報共有システム、テレメータシステム等の監視・維持 		
	測定分析担当	<ul style="list-style-type: none"> 空間放射線量率の測定 環境試料の採取 		
医療班	医療チーム	スクリーニング	<ul style="list-style-type: none"> 原子力災害対策重点区域の境界周辺等における避難退域時検査、簡易除染 	14名

貸与資機材

測定機器等	数量
・モニタリングステーション	5 台
・モニタリングポスト	8 台
・気象観測局	1 台
警報付きポケット線量計	30 個
・モニタリングカー（ガソリン車）	1 台
・可搬型ポスト	7 台
・電離箱式サーベイメータ	4 台
・シンチレーション式サーベイメータ	4 台

（泊発電所原子力事業者防災業務計画）

※ 北海道地域防災計画（原子力防災計画編）の修正に合わせて、必要な見直しを行ってまいります。

◆ 原子力災害が発生した際に、住民の皆さまの避難に係る協力が的確に行えるよう、**北海道および周辺自治体が主催する北海道原子力防災訓練に参加**しており、具体的には以下の活動等を実施しています。

- ① 緊急事態応急対策等拠点施設（オフサイトセンター）への必要な要員の派遣
- ② 緊急被ばく医療活動訓練での患者搬送
- ③ 緊急時環境モニタリング訓練での環境放射線の測定に要員を派遣
- ④ 避難退域時訓練での検査要員を派遣

北海道原子力防災訓練への参加状況 (2025年10月29日)



オフサイトセンターでの活動



医療活動訓練での処置対応

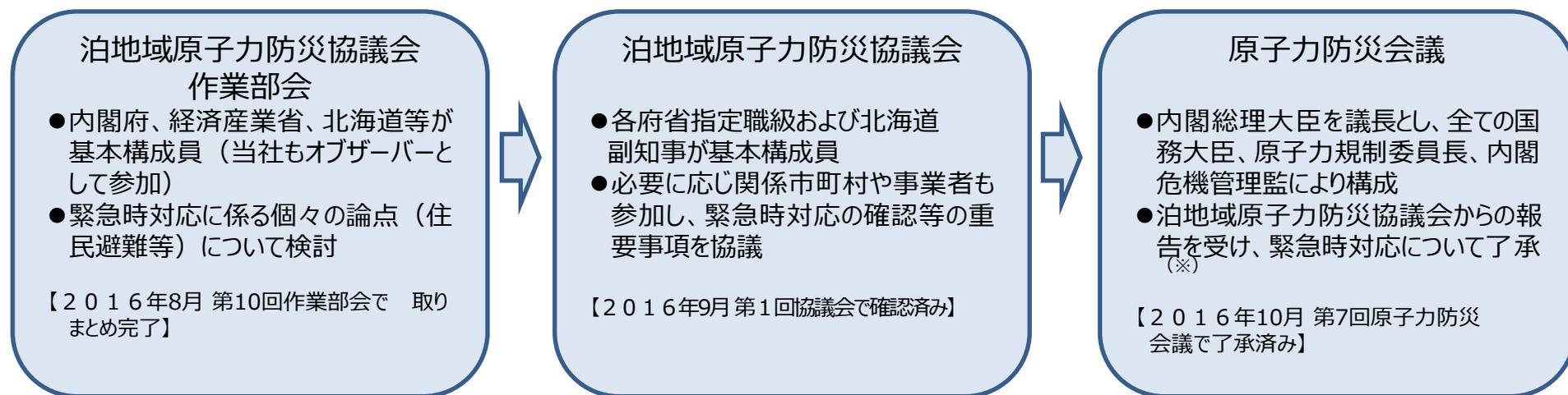


避難退域時検査訓練

原子力防災対策に係る自治体の状況

- ◆ 北海道およびU P Z圏内13町村において、**避難計画を含む原子力防災計画が策定済み**となっています。
- ◆ 内閣府が地域の防災計画の充実化を支援する目的で設置した「泊地域原子力防災協議会作業部会」において、「**泊地域の緊急時対応**」が取りまとめられ、泊地域原子力防災協議会での確認を経て、**国の原子力防災会議で了承**されています（2016年10月）。

緊急時対応の取りまとめの経緯



(※) その後、緊急時対応は3度改定されています。

【2017年12月 第2回協議会、2020年12月 第3回協議会、2025年7月 第4回協議会において確認済み】

住民の皆さまの避難に対する当社の役割

- ◆ 原子力災害が発生した場合、発電所周辺に居住されている住民の皆さまの避難については**原子力事業者として、最大限の支援・協力**を行います。
- ◆ 具体的には、原子力防災会議において了承された「泊地域の緊急時対応」に基づき、下表のとおり事業者としての役割を果たしていきます。
- ◆ 後志総合振興局管内20市町村および札幌市など避難先自治体が参加する原子力防災に関する連絡会議にも参加し、情報提供を行っています。（合わせて40市町村）

【泊地域の緊急時対応における事業者の主な実施事項】

項目	具体的内容
輸送力に関する支援	PAZ圏内の避難行動要支援者の避難手段として不足する福祉車両の提供
避難退域時検査への支援	避難退域時の検査・除染への要員および資機材の提供
放射線防護対策施設への生活物資の供給支援	備蓄食料・飲料水、燃料の供給
オフサイトセンターへの電源供給	オフサイトセンターへの発電機車による電力供給
大規模停電時の対応	防災関係機関、避難施設等への発電機車等による電力供給



輸送力に関する支援

◆ 原子力災害が発生した場合、最初にPAZ圏内に居住されている住民の皆さまの避難が開始されますが、避難行動要支援者の方の避難に必要な輸送手段として、当社から**福祉車両 13台（ストレッチャー仕様3台、車椅子仕様10台）**を自治体や福祉施設等に配備しています。

	確保車両台数			備 考	
	バス	福祉車両 (ストレッチャー仕様)	福祉車両 (車椅子仕様)		
(A)必要車両台数	11台	5台	11台		
(B)確保車両台数	計11台以上	計5台以上	計11台以上		
確保先	とまりむら 泊村	3台	2台	1台	各種車両の1台あたりの乗車人数 【バス】40人乗り(3台) 【福祉車両(ストレッチャー仕様)】ストレッチャー1人乗り 【福祉車両(車椅子仕様)】車椅子1人乗り
	北海道バス協会	8台以上	—	—	PAZ・UPZ町村が所在する後志地域 <small>しりべし</small> のバス会社が保有する車両総数1,027台
	北海道電力	—	3台以上	10台以上	各種車両の1台あたりの乗車人数 【福祉車両(ストレッチャー仕様)】ストレッチャー1人乗り 【福祉車両(車椅子仕様)】車椅子2人乗り

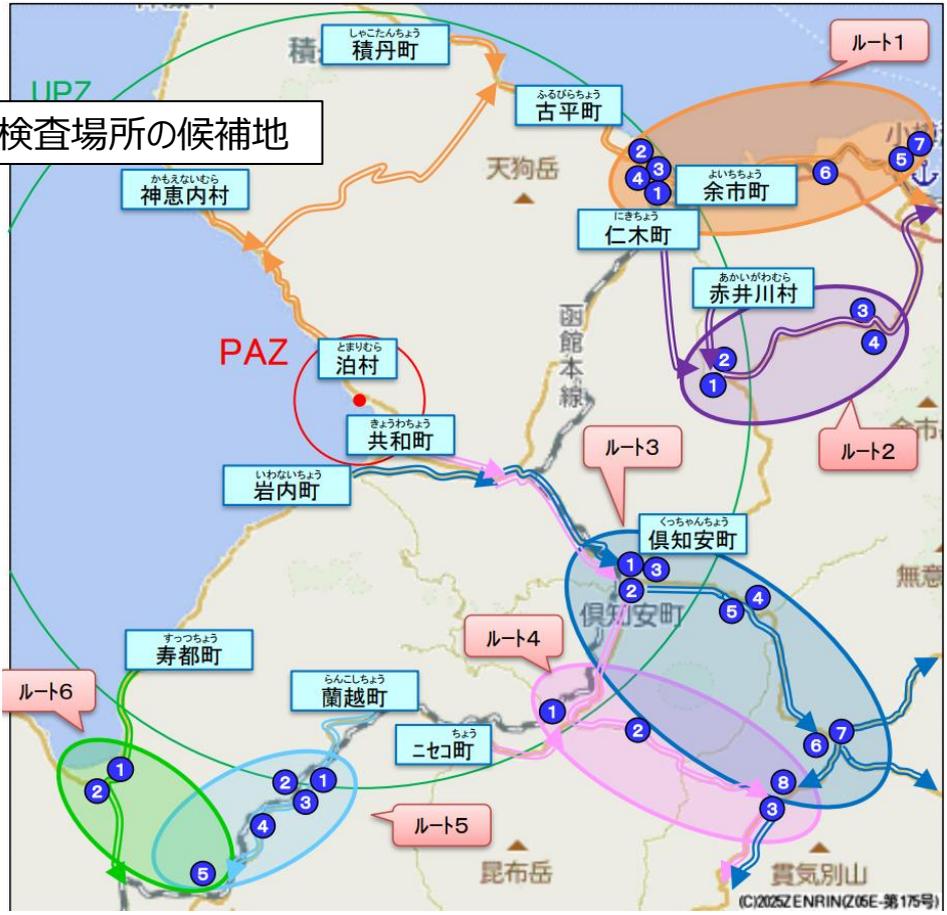


<「泊地域の緊急時対応（全体版）」（2025年7月14日 内閣府）より抜粋>

避難退域時検査への支援

- ◆ 空間放射線量率が高い区域の住民の皆さまが広域避難する際、自治体において避難退域時検査を実施し、放射性物質の付着の確認と除染が行われますが、**当社からも**、検査および除染要員として**500人程度の要員を避難退域時検査場所に派遣**します。
- ◆ 除染等により発生した**汚染水・汚染付着物等**については**当社が処理**します。

避難退域時検査場所の候補地



ルート	検査場所	避難元町村
1	①余市農道離着陸場②中央水産試験場③余市河口漁港④道の駅「スペース・アップルよいち」⑤港町ふ頭塚町岸壁荷さばき地⑥小樽塩谷IC⑦勝納ふ頭荷さばき地	泊村、神恵内村、積丹町、古平町、余市町
2	①都運動公園(赤井川村)②道の駅あかいがわ③赤井川村山村活性化支援センター(キロリゾート入口)④キロリゾート	仁木町、赤井川村
3	①後志総合振興局②倶知安町中央公園③旧東陵中学校④京極町総合体育館⑤京極スリーパーク⑥喜茂別町町民公園⑦喜茂別町農村環境改善センター⑧ルスツリゾート	岩内町、倶知安町
4	①道の駅「ニセコビュープラザ」・ニセコ町運動公園②羊蹄山自然公園③道の駅「230ルスツ」、【再掲】ルスツリゾート	共和町、ニセコ町
5	①道の駅「らんこしふるさとの丘」②旧目名小学校③蘭越町田下PA④黒松内町白井川IPA⑤道の駅「黒松内」	蘭越町
6	①潮路小学校②ゆべつのゆ、【再掲】道の駅「黒松内」	寿都町

放射線防護対策施設への生活物資の供給支援

- ◆ 避難を行うことで、かえって健康リスクが高まる方は、放射線防護機能を付加した近傍の屋内退避施設（放射線防護対策施設）に留まっていただくことになります。
- ◆ 放射線防護対策施設には、屋内退避者のための食料等が3日分備蓄されていますが、当社は、屋内退避が3日を超える事態を想定し、**食料・飲料水や燃料の4日分の供給支援**を行います。



＜「泊地域の緊急時対応（全体版）」（2025年7月14日内閣府）より抜粋＞

※ 左上図と重複

※ 左上図と重複

オフサイトセンターへの電源供給

- ◆ 原子力災害時において、オフサイトセンターへの配電線からの電源供給が見込めず、非常用発電機の燃料が尽きることが見込まれる場合には、電源車用電源接続口より、**北海道電力ネットワークが用意する電源車で継続して電力を供給**します。



オフサイトセンター



オフサイトセンターへの
電源車接続確認訓練



ケーブル接続作業



運転前確認

大規模停電時の対応

◆ 大規模停電時の発電機車による電力供給の手順の確認等を目的として、北海道電力ネットワークと連携し、定期的な訓練を行い、対応能力の維持・向上に努めています。



←①発電機車の設置
(写真は高圧発電機車)



③発電機車への接続



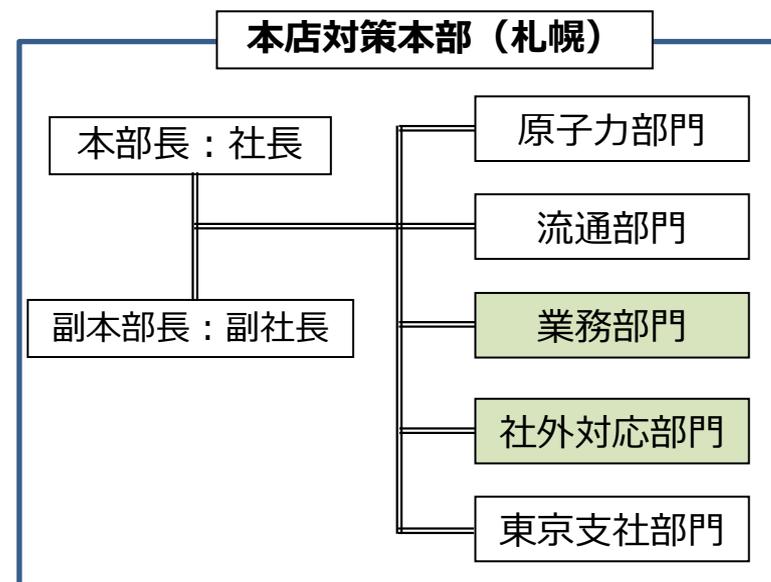
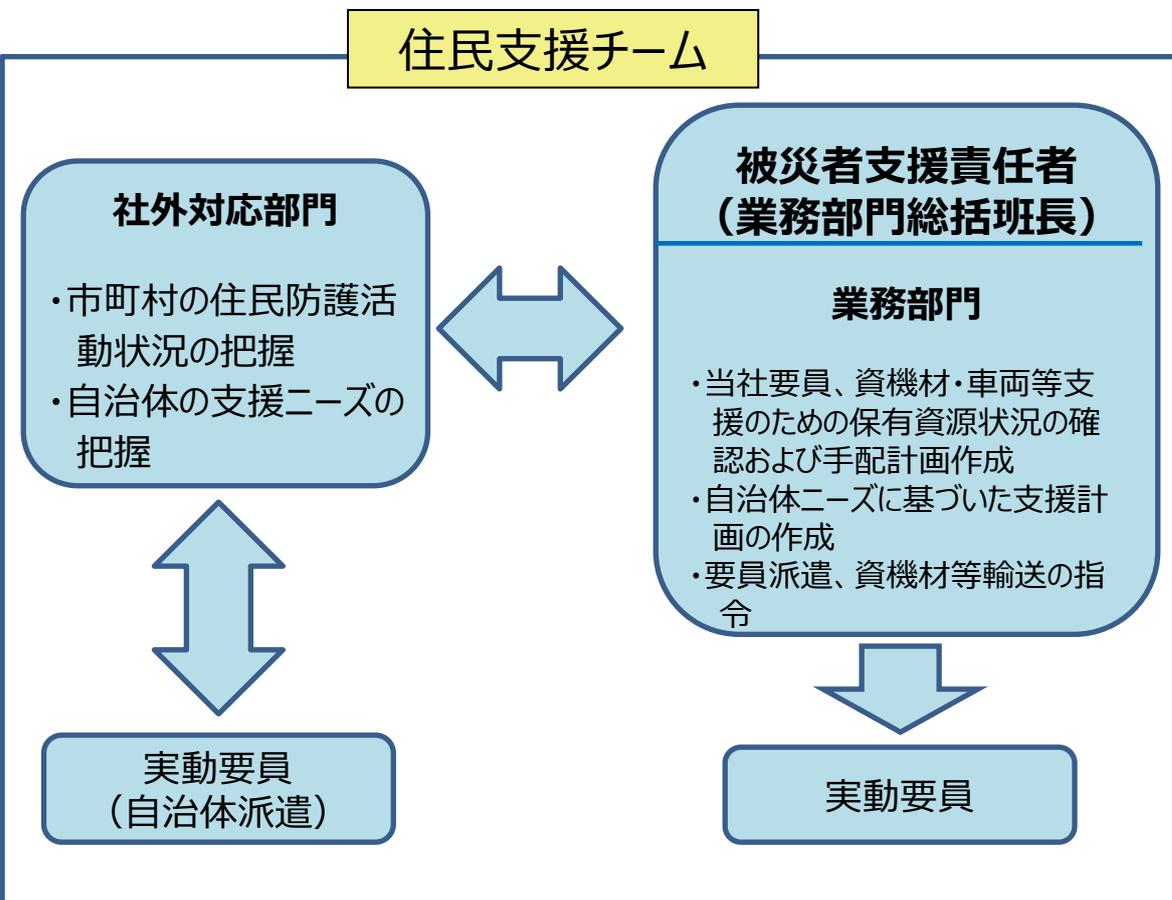
←②接続機材の準備



↑⑤送電開始

←④高圧線への接続

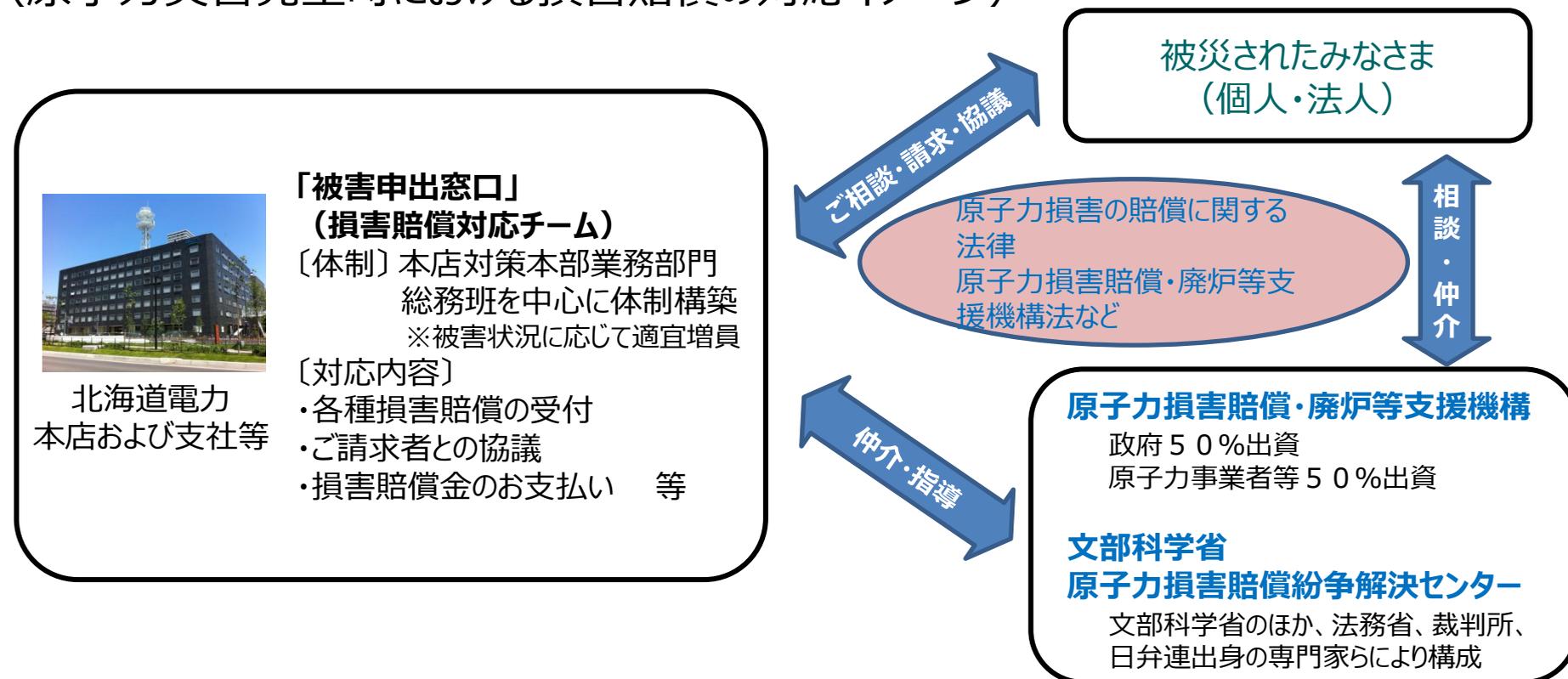
◆ 原子力災害が発生した際、住民の皆さまの避難に係る支援その他生活維持のための支援協力等を迅速かつ的確に行うため、本店対策本部業務部門および社外対応部門が「**住民支援チーム**」として**対応**します。チーム長は業務部門総括班長が担い、チームの業務手順を整備し、訓練をとおして検証していきます。



本店対策本部

- ◆ 原子力災害が発生した際は、住民の皆さまからの様々なお問合せに対して迅速に対応するため、直ちに当社本店内に「相談窓口」を開設します。
- ◆ また損害賠償への対応については、災害の拡大を防止するための応急対策が終息する段階を一つの目安として、本店対策本部業務部門総務班を中心に当社本店および支社等に「被害申出窓口」（損害賠償対応チーム）を設置し、多種多様の損害賠償に対応するための体制を構築します。その上で、原子力損害の賠償に関する法律等、国の原子力損害賠償制度の枠組みの下で、迅速・公正な賠償金をお支払いいたします。

(原子力災害発生時における損害賠償の対応イメージ)



原子力災害が発生した場合、発電所周辺に居住されている住民の皆さまに対しては、原子力事業者として最大限の支援・協力を行います。

- ◆ 当社を含めた各原子力事業者は、原子力災害が発生した場合に備えて相互に放射線防護資機材や人的支援を行う体制を構築していますが、引き続き支援体制の強化に向けて検討を進めてまいります。
- ◆ 『泊地域の緊急時対応』に係る原子力事業者支援については、今後も、泊地域原子力防災協議会等と協調し、さらなる強化に努めてまいります。
- ◆ 原子力災害発生時には、『住民支援チーム』『損害賠償対応チーム』が中心となって、**被災者支援活動に原子力事業者として最大限取り組んでまいります。**